

証券モニタリング概要・事例集

令和２年７月

証券取引等監視委員会事務局

はじめに

証券取引等監視委員会（以下「証券監視委」という。）では、平成 27 年度より、金融商品取引業者等（以下「金商業者等」という。）のコンプライアンス態勢及び内部管理態勢の改善・向上に資するよう、金商業者等に対する検査を通じて把握した問題点等を取りまとめ公表してきました。また、平成 28 年度からは、オフサイト・モニタリングにおけるリスクアセスメントの結果を踏まえてリスクベースでオンサイト・モニタリング（立入検査）先を選定する取組みを開始したことに伴い、オフサイト・モニタリングに係る取組み等に関する記述も加え、「証券モニタリング概要・事例集」として公表しています。

証券監視委としましては、本「証券モニタリング概要・事例集」が、幅広い方々に読まれることにより証券監視委の活動に対する理解が深まるとともに、金商業者等の皆様の自主的な内部統制の改善・強化等を図る上での一助となれば幸いです。また、無登録業者による詐欺的な投資勧誘の事例等も掲載しており、投資者被害の防止に繋がることを期待しています。

（注 1）証券監視委では、平成 28 年度より、証券検査事務年度を 7 月～翌年 6 月末に変更しています。

（注 2）特に断りのない場合、本事例集における「令和元年度」とは、「令和元年 7 月から令和 2 年 6 月末までの期間」を示します。

（注 3）「Ⅱ. オンサイト・モニタリング指摘事例」には、平成 27 年 4 月から令和元年 6 月末までに証券監視委及び財務局等が実施した証券検査において勧告・指摘を行った主な個別事例を掲載しています。令和元年度の事例については、「Ⅰ. 4 オンサイト・モニタリングの結果に基づく勧告・指摘の状況」をご覧ください。

（注 4）「Ⅰ. 4 オンサイト・モニタリングの結果に基づく勧告・指摘の状況」及び「Ⅱ. オンサイト・モニタリング指摘事例」に記載している主な個別事例において、勧告・指摘の対象となった者は、法人・個人問わず「当社」と表記しています。

令和 2 年 7 月

証券取引等監視委員会事務局

目 次

I. 令和元年度証券モニタリングの概要	1
1 証券モニタリングの取組方針	1
2 オフサイト・モニタリングの状況	2
(1) 第一種金融商品取引業者に対するモニタリングの概要	2
(2) 投資運用業者に対するモニタリングの概要	4
(3) その他	4
3 テーマ別モニタリングの状況	5
(1) AML/CFT への取組状況	5
(2) サイバーセキュリティ対策の十分性、各業態に応じたシステムリスク管理の実施状況	7
(3) FD を実現するための施策の実施状況	8
(4) 内部監査の結果及び自主規制機関の監査等で指摘された事項に係る改善策及び再発防止策の取組状況	9
4 オンサイト・モニタリングの結果に基づく勧告・指摘等の状況	11
(1) 第一種金融商品取引業者	11
(2) 第二種金融商品取引業者	17
(3) 投資運用業者	17
(4) 投資助言・代理業者	19
監視委コラム（その1：口コミサイトを利用した広告に注意！）	28
(5) 適格機関投資家等特例業務届出者	29
(6) その他	30
(7) オンサイト・モニタリングを通じて把握したフォワードルッキングな観点での課題：留意すべき事項	31
5 無登録業者等に対する裁判所への禁止命令等の申立て等	33
監視委コラム（その2：新型コロナウイルスに便乗した投資詐欺に注意！）	35
6 総括及び今後の取組み	36
II. オンサイト・モニタリング指摘事例（平成27年度～平成30年度）	42
1 第一種金融商品取引業者	43
(1) 顧客勧誘の状況に係る事項	43
(2) 売買管理・審査態勢に係る事項	46
(3) 財産・経理等に係る事項	50
(4) その他業務運営等に係る事項	51
2 第二種金融商品取引業者	57
(1) 顧客勧誘の状況に係る事項	57
(2) ファンド出資金の管理に係る事項	59

3	投資運用業者	61
○	業務運営に係る事項	61
4	投資助言・代理業者	62
(1)	顧客勧誘の状況に係る事項	62
(2)	内部管理態勢に係る事項	65
(3)	無登録業者に名義貸し等を行っている状況	69
5	適格機関投資家等特例業務届出者	72
(1)	無登録で金融商品取引業を行っている状況	72
(2)	ファンド出資金の管理に係る事項	72
(3)	その他業務運営に係る事項	74
6	金商法違反行為に対する裁判所の禁止命令等発出の申立て	76

凡例

- ・ 「金商法」とは、金融商品取引法を指す。
- ・ 「金商法施行令」とは、金融商品取引法施行令を指す。
- ・ 「金商業等府令」とは、金融商品取引業等に関する内閣府令を指す。
- ・ 「定義府令」とは、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令を指す。
- ・ 「犯収法」とは、犯罪による収益の移転防止に関する法律を指す。
- ・ 関係条文等及び関係者の肩書きは行為時点のものである。

I. 令和元年度証券モニタリングの概要

1 証券モニタリングの取組方針

証券監視委の使命は、市場の公正性・透明性の確保、投資者の保護並びに資本市場の健全な発展及び国民経済の持続的な成長への貢献を果たすことである。こうした中、証券モニタリングの役割は、金商業者等が市場における仲介者として、自己規律に立脚し、法令や市場ルールに則した適切な業務運営を行うよう促すとともに、迅速かつ深度ある実態解明を行うことにより、投資者が安心して投資を行える環境を保つことである。

証券モニタリングの対象業者は、延べ約 7,500 者に上っており、その規模、業務内容や取扱商品は多岐にわたっているほか、中には依然として基本的な法令遵守、投資者保護の態勢が十分ではない業者も存在している。このため、証券モニタリングにおいては、経済動向や業界動向等を踏まえ、金商業者等の規模・業態等に応じた効率的・効果的なモニタリングに努め、リスクの所在を早期に把握することが重要となっている。

証券監視委では、全ての金商業者等を対象に、オフサイト・モニタリングにおいて金融庁関連部局と連携して、各業態の規模、特性を考慮したリスクアセスメントを行い、当該リスクアセスメントを踏まえ、オンサイト・モニタリング先を選定する取組みを継続していく。

また、オンサイト・モニタリングにおいては、単に問題点を指摘し行政処分勧告等を行うにとどまらず、問題の全体像を把握し、問題が発生した原因を究明することにより、実効性のある再発防止策の策定につながるよう取り組んでいく。さらに、問題が顕在化していないものの、業務運営態勢等について改善が必要と認められた場合には、検査終了通知書等に「留意すべき事項」として記載して、証券監視委の問題意識をモニタリング先と共有し、実効性ある内部管理態勢の構築等を促していくこととする。

この他、無登録で金融商品取引業を行っている業者については、情報を積極的に収集・分析し、関係機関と連携して調査を行い、裁判所への違反行為の禁止命令等の申立てを行うなどして、投資者被害の拡大防止に取り組んでいく。

2 オフサイト・モニタリングの状況

第一種金融商品取引業者及び投資運用業者等に対するオフサイト・モニタリングの概要は以下のとおり。

(1) 第一種金融商品取引業者に対するモニタリングの概要

① 大手国内証券会社

大手国内証券会社に対しては、国内外のビジネスの動向を継続的にモニタリングするとともに、新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大に伴う不安定かつ不確実性の高い内外経済が及ぼす市場取引への影響や金融ビジネス環境の変化を踏まえた持続可能なビジネスモデルの構築、顧客本位の業務運営（以下「FD」という。）やプリンシプルに即した実効性のあるコンプライアンス態勢等の構築状況及びそれらを支えるガバナンス機能の発揮状況のほか、海外ビジネスにおけるリスク管理の適切性等について、社外取締役を含めた経営陣や営業現場との深度ある対話を中心にモニタリングを実施した。

＜主なモニタリング項目＞

- ✓ 国内ビジネスについて、コロナ禍を含む環境変化を踏まえた営業態勢の構築状況
- ✓ 顧客取引の経済合理性等に着目したプリンシプルベースのモニタリングの実施状況
- ✓ 海外ビジネスについて、本邦と各拠点におけるガバナンスの機能発揮の状況やリスク管理の高度化に向けた取組状況

② 銀行系証券会社等

銀行系証券会社等に対しては、国内外のビジネス戦略を継続的にモニタリングするとともに、FDの定着に向けた取組み、銀証連携強化に伴う管理態勢の整備状況等についてモニタリングを実施した。

＜主なモニタリング項目＞

- ✓ FDの定着に向けた取組状況
- ✓ 銀証連携の営業推進による顧客基盤の拡大に伴う利益相反管理及び優越的地位の濫用を防止するための態勢整備の状況
- ✓ グループ全体としてのマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策（以下「AML/CFT」という。）強化に向けた取組状況（リスクベース・アプローチの機能発揮状況、現金取引や異名義入金等の管理状況、経営陣の関与・取組状況等）
- ✓ 地域銀行又はその持株会社が親会社である銀行系証券会社の財務分析、商品別の動向・分析等

③ インターネット系証券会社

インターネット系証券会社に対しては、システムリスク管理態勢、IT ガバナンスの構築状況等についてモニタリングするとともに、金融商品仲介業者を活用している場合における所属証券会社としての管理状況及び非対面取引の特性を考慮したAML/CFT の取組状況等について検証を実施した。

＜主なモニタリング項目＞

- ✓ システムリスクに関する情報の経営陣への報告体制の整備状況
- ✓ サイバーセキュリティ対策の取組状況
- ✓ IT ガバナンスの構築状況等
- ✓ 金融商品仲介業者を活用した営業等を行っている場合における、所属証券会社としての指導・監査等の実施状況及びその実効性
- ✓ AML/CFT の取組状況（連絡先や IP アドレスが同一の顧客口座に係る名寄せの実施、顧客口座と異なる名義での入金や他名義の口座への預り有価証券の振替に係る検証等）

④ 外国証券会社

外国証券会社に対しては、グループ戦略の一環としてバックオフィス業務の海外委託の進展状況やビジネスモデルの構造的な変化に対応した日本拠点の業務運営態勢の適切性、リスク商品の販売動向についてモニタリングを実施した。

＜主なモニタリング項目＞

- ✓ グローバル戦略の変更等に伴う日本拠点のビジネスモデルへの影響と業務運営態勢の変化
- ✓ AML/CFT に係る態勢整備の状況
- ✓ 海外委託に伴う内部管理業務の実効性を確保するための施策
- ✓ 地域金融機関等向けに販売する商品の動向やリスク管理態勢の状況
- ✓ 高速取引行為者からの受託に係るリスク管理態勢の状況

⑤ 地域証券会社

地域証券会社に対しては、顧客層の高齢化が進展する中で、各社の取扱商品や収益構造等の変化に伴う業務運営態勢の整備状況等についてモニタリングを実施した。

＜主なモニタリング項目＞

- ✓ 収益構造の変化
- ✓ 主力販売商品の動向
- ✓ 取扱商品のリスク分析の十分性
- ✓ 販売勧誘態勢の構築状況

(2) 投資運用業者に対するモニタリングの概要

投資運用業者に対しては、当局に寄せられた情報、業務運営の実態や運用の外部委託管理、また、私募リート等の不動産関連ファンドの運用管理態勢等に着目したモニタリングを実施した。

＜主なモニタリング項目＞

- ✓ 投資家保護の観点からのファンドコスト等の検討状況
- ✓ 法令等を遵守した業務運営の状況
- ✓ 運用管理態勢の一環として利益相反管理の観点からグループ会社等との取引状況
- ✓ 運用の外部委託における組入有価証券の時価把握の状況

(3) その他

- 第二種金融商品取引業者に対しては、投資者から寄せられた情報やファンドの出資対象事業と配当利回り等に着目したモニタリングを行った。
- 投資助言・代理業者に対しては、主に顧客に誤解を生じさせる広告や虚偽の説明による勧誘を行っていないかの観点からの情報収集を行った。
- 金融商品仲介業者に対しては、手数料収入、所属金商業者等などに着目したモニタリングを行った。

3 テーマ別モニタリングの状況

業態横断的なテーマ別モニタリング事項として、以下のとおり、テーマ別に求められる適切な手法を通じて金融庁関連部署と連携してモニタリングを行い、必要に応じて改善を促した。

(1) AML/CFT への取組状況

令和元年度は、FATF による対日相互審査等への対応の必要性や AML/CFT への国際的な関心の高まりを踏まえて、テーマ別モニタリングの最上位項目として本項目を掲げ、金商業者等について、これらに係る実態把握を実施した。

○ 結果概要

本モニタリングにおいて、以下のとおり、対応が不十分な事例や、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与リスク（以下「マネロン等リスク」という。）が高いと考えられる事例が認められている。これらの不備事例の中には、経営陣が AML/CFT について十分に理解していないこと、また AML/CFT に係る方針・手続・計画等につき継続的に策定・実施・検証・見直し（PDCA）を行っていないなど、経営陣がマネロン等リスクに係る管理態勢の構築に関与していないことに起因するものも認められた。

（実質的支配者の本人特定事項の確認の不備）

- 平成 25 年 4 月 1 日以降に口座開設を行った顧客のうち、実質的支配者の確認が必要となる複数の法人顧客につき、実質的支配者の本人特定事項に関する申告がなされていないにもかかわらず、法人顧客の口座開設を認めていた。

（ATM を用いた現金取引のモニタリング態勢の不備）

- ATM を通じた現金取引に係るモニタリングを行っていなかったため、有価証券等の取引を行わない又は入金額に見合う取引を行わないにもかかわらず入金及び出金を頻繁に繰り返す口座や、顧客属性に照らして高額な現金が少額に分割されて入金されている口座などを検知することができず、これらにつき、必要な調査や疑わしい取引の届出の検討を十分に行っていなかった。
- 現金取引のモニタリングは行っているとしているものの、マネロン等リスクに応じた適切なモニタリング基準を策定していなかったことから、不自然な取引について検知することができず、これらにつき、必要な調査や疑わしい取引の届出の検討を十分に行わなかった。

（対面における現金取引のモニタリング態勢の不備）

- 社内マニュアルにおいて、店頭で顧客との間で現金の受渡しを行うには、部店長の承認を得る必要がある旨、また社外で顧客との間で現金受渡しを行うには、部店長の承認に加え、営業責任者が真にやむを得ないと判断することが必要で

ある旨を定めていたところ、多額の現金について社外受渡しにより入金することを要望した顧客について、やむを得ない事由がないにもかかわらず、当該要望に応じて現金取引を行った上、資金の出所を確認できる証跡を取得しなかった。

- 社内マニュアルにおいて、現金取引は原則として行わず、例外的に「顧客からの強い要請があり営業課長及び内部管理責任者が協議の上、止むを得ないと判断した場合」に限り現金取引を認めるものとしていたところ、店頭現金取引を認めた事例において、上記協議が行われたことを示す証跡や顧客の入出金の理由等を示す証跡を保有しておらず、また、第1線において現金取引を認めた判断が適正であったかについて、AML/CFTの主管部署であるコンプライアンス部において事後的に検証していなかった。その結果、著しく多額の現金を店頭で入金する取引や顧客属性に照らして不自然な現金の店頭入金につき、必要な調査や疑わしい取引の届出の検討を十分に行わなかった。

（異名義入金に係るリスク低減措置が不十分な状況）

- 社内マニュアルにおいて、仮名・借名取引等防止のため異名義入金を原則不可とする一方で、営業店の内部管理責任者の承認があれば異名義入金も可能となっていたところ、営業店の内部管理責任者の承認により実行された異名義入金の中には、顧客の代理人として登録されていない振込人が「本人からの振込みである」と述べたことをもって、裏付けを確認することなく異名義入金を承認しており、異名義入金に係るリスク低減措置を十分に行わなかった。

（非対面取引に係るリスク低減措置が不十分な状況）

- 海外IPアドレスから継続的にアクセスのある口座が一定数存在し、その中に、国外の5つの地域からアクセスがあり、ある国からアクセスがあった数分後に別の国からアクセスがあるなど不自然なアクセスが行われている口座が存在するにもかかわらず、必要な調査や疑わしい取引の届出の検討を十分に行わなかった。

○ 今後の課題

近年、グローバルに展開している世界の証券会社が、AML/CFTの不備を理由として他国当局から制裁を受ける事案が相次いで報じられるなど、AML/CFTへの国際的な関心は高い。また、FATF第4次対日相互審査も踏まえつつ、引き続き対応の高度化が求められている。こうした背景も踏まえ、今後も、我が国の金融システムが、国際的な信任を確保していくためには、これまで以上に、主要な構成員である金商業者等において、経営陣の積極的な関与の下、継続的な取引モニタリングによる「疑わしい取引の届出」の的確な実施や、「実質的支配者」の確認等の実効性のある取組みが必要であり、商品・サービス、取引内容、顧客属性等に応じた態勢整備が必要である。

また、証券監視委においても、リスクに応じたモニタリング活動を通じて、犯収法をはじめとした関係法令やガイドライン違反等の指摘のみならず、実際に我が国の金融システムに有害なスキームの知見等の蓄積を行い、その還元を行っていく。

(2) サイバーセキュリティ対策の十分性、各業態に応じたシステムリスク管理の実施状況

デジタル化が加速的に進展し、金融サービスの各種システムへのサイバー攻撃が複雑化・巧妙化してきており、サイバーセキュリティの確保は喫緊の課題となっている。特に、東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を控え、金融分野のサイバー攻撃に対する脅威は一層高まっており、こうした状況に適切に対応していく必要がある。

金融を取り巻く環境の変化や、政府全体の基本戦略である「サイバーセキュリティ戦略」が改定（平成 30 年 7 月）されたことを踏まえ、平成 30 年 10 月、金融庁は「金融分野におけるサイバーセキュリティ強化に向けた取組方針」をアップデートした。当該取組方針においても、これまでの進捗・評価を踏まえた施策の推進として、中小金融機関に対しての実態把握と建設的対話を引き続き実施するとしている。

令和元年度においては、「サイバーセキュリティに係る金融機関との建設的な対話と一斉把握」について、実態把握未実施先の内、地域証券会社や外国為替証拠金取引（以下「FX 取引」という。）を取り扱う業者や PTS（私設取引システム）業者等、第一種金融商品取引業者 20 社を対象に、以下の項目について実態把握を行った。また、前年度までに実態把握を行った第一種金融商品取引業者に対して、その後の取組みの進展状況についてもオンサイトの機会に確認を行った。

<主なモニタリング項目>

- ✓ 基礎的なサイバーセキュリティ管理態勢の整備（経営陣の取組み、リスク管理、技術的対策、コンティンジェンシープランの整備、サイバーセキュリティに係る監査）
- ✓ 当該管理態勢の実効性（セキュリティインシデントの監視・分析状況、脆弱性診断の実施状況、コンティンジェンシープランに基づく演習・訓練による実効性確保の状況）

○ 結果概要

本モニタリングにおいて、以下のとおり、経営陣が率先してサイバーセキュリティに関する取組みを推進している事例や、未だ取組みが進展していない事例が認められた。

- 各種サイバーセキュリティ・ワークショップや実態把握結果のフィードバックを

契機に、経営陣も積極的に関与して取組計画を策定し、自主的に強化等を図っていた。

- リスク評価の実施やコンティンジェンシープランの策定といった基礎的態勢が整備途上だった。
- 基幹システムとネットワーク環境とを分離していることに安心して、サイバーセキュリティのリスク評価とその結果明らかになる脅威への対策が不十分だった。
- ログを取得・保存しているが、監視・分析までに至っていなかった。
- 脆弱性管理が委託先任せで対応状況を把握していなかった。
- 金融庁からの注意喚起(点検要請)の対応ができていなかった。

○ 今後の課題

デジタル化の進展によりサイバー攻撃が複雑化・巧妙化してきている中、令和3年に開催が延期された東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて、強固なサイバーセキュリティが引き続き必要となっており、新型コロナウイルス感染症への対応に伴う外部環境の変化が与える影響も十分注視しつつ、以下の点に留意した対応を講じていくことが重要である。

- 経営層の適切な関与のもと、自社の情報資産の把握やリスク評価、対応態勢の構築、インシデント発生に備えたコンティンジェンシープランの整備といった基礎的なサイバーセキュリティ管理態勢を構築すること
- セキュリティインシデントの監視・分析、脆弱性診断・ペネトレーションテストやサイバー演習の繰り返し等を通じて、絶えず実効性を向上させていくこと
- 金融機関に急増したテレワーク環境に対するセキュリティリスクの点検とその対応を強化すること

(3) FDを実現するための施策の実施状況

FDについては、経営者が「原則」を自らの経営理念に取り入れ、その実現に向けた戦略を立て、具体的な取組みに結び付けていくことが重要であり、こうした理念・戦略・取組みが形式的なものにとどまることなく、営業現場に浸透し、実践されているかについて、経営陣等との対話や顧客管理状況等のモニタリングを行った。

○ 結果概要

本モニタリングにおいて、以下のとおり、FDの定着に向けた施策の本質的な趣旨の理解や浸透が依然として十分ではない状況が認められた。

- 高齢顧客に対し、顧客意向を軽視した勧誘や顧客の理解度に疑義があるなかでの勧誘、投資信託の売り止め(解約の引き止め)等、営業姿勢や顧客対応に問題がある状況が認められた。

- 多数の営業員が、回転売買等、営業員主導による手数料獲得を目的とした不適切な勧誘を行っていた。また、営業現場の実態を把握するための営業管理態勢が構築されておらず、経営陣もこうした実態を十分に把握することなく、実効性のある改善策が講じられないまま、不適切な勧誘が繰り返されていた。

○ 今後の課題

FD の実践・定着状況は業者間で差があるところ、経営陣の強いリーダーシップのもと、着実に現場で実現させることが重要である。本来の顧客ニーズに見合った商品を販売しているかといった適合性の社内での検証や、商品の特性のわかりやすい説明等顧客本位の良質なサービスの提供の定着を図っていく必要がある。

(4) 内部監査の結果及び自主規制機関の監査等で指摘された事項に係る改善策及び再発防止策の取組状況

過去に、内部監査及び自主規制機関の監査等により指摘を受けた事項について、改善策及び再発防止策の取組状況のモニタリングを行った。

○ 結果概要

本モニタリングにおいて、以下のとおり、対応が不十分な事例が認められた。

- 東京金融取引所の考査において、「営業員の勧誘実態や顧客の取引実態が的確に把握できる状況にない」旨の指摘を受けていたにも関わらず、経営陣も含めて指摘の意図を理解しておらず、営業員及び顧客管理態勢の重要性の認識も足りなかったことから、実効的な改善が図られていなかった。また、内部監査においても当該状況を看過していた。
- 日本証券業協会及び日本取引所自主規制法人等の合同検査において、「頻繁な入出金が認められる顧客に係る疑わしい取引の届出に係る対応不備」について指摘を受けていたにも関わらず、改善策の一部に実効性がない等、不十分な対応のなかで、現金取引に係る管理不備や ATM による頻繁な現金の入出金に係る管理不備等新たな問題の発生が認められた。
- 日本証券業協会の監査において、口座への入金に関して顧客口座名義と振込口座名義が異なる異名義入金に係る調査が行われていないことについて指摘を受けていたにも関わらず、改善に向けた行動をとっていなかった。

○ 今後の課題

内部監査及び自主規制機関の監査等により指摘を受けた事項について、早期に実効的な改善を行うことは、自社の業務管理態勢の整備につながり、適確な業務運営を行っていく上で重要である。

指摘の意図を理解せず、不十分な改善にとどまり、業務管理態勢に不備があるまま業務運営を続けている事例が認められていることから、証券監視委としては、引き続きこれらの点に着目してモニタリングを行っていく。また、監査関係者や社外取締役に対して検査結果の共有等を行うことにより、問題点の認識及びその改善への取組みを促すほか、自主規制機関とは引き続き緊密に連携し、タイムリーな情報交換で問題意識を随時共有することにより、効果的・効率的なモニタリングを行っていく。

4 オンサイト・モニタリングの結果に基づく勧告・指摘等の状況

令和元年度のオンサイト・モニタリングは、オフサイト・モニタリングによるリスクアセスメントを踏まえて、リスクベースで選定したオンサイト・モニタリング先（金商業者等）に対し、金商業者等が取り扱う商品の内容や取引スキームについて深度ある分析を行った上で、業務運営の適切性等について検証を進め、実効性のある再発防止策の策定につながるような深度あるオンサイト・モニタリングの実施に努めた。

令和元年度のオンサイト・モニタリングの実施件数は、着手ベースで 58 者に対してオンサイト・モニタリングを実施し、前年度分からの継続分も含めて 67 者についてオンサイト・モニタリングを終了した。67 者のうち、重大な法令違反等が認められた 13 者^{（注）}については、内閣総理大臣及び金融庁長官に対して行政処分を求める勧告を行うとともに、法令違反や内部管理態勢等に問題点が認められた 45 者に対して問題点を通知した。

モニタリングの結果、勧告を行った事例及び指摘を行った主な事例の概要は以下のとおりである。（計数については、表 1～4 を参照）

（注）適格機関投資家等特例業務届出者 1 者を含む。

(1) 第一種金融商品取引業者

➤ リテール営業に係る不適切な勧誘等〔内部管理態勢不備に係る指摘〕

【概要】

高齢顧客に対し、顧客意向を軽視した勧誘や顧客の理解度に疑義があるなかでの勧誘、投資信託の売り止め（解約の引き止め）等、営業姿勢や顧客対応に問題がある状況が認められた。

【検査結果の要旨】

当社は、日本証券業協会における「高齢顧客への勧誘による販売に係るガイドライン」を踏まえ、顧客の年齢に応じて、注文の確認や役席者の承認を必要とするなどの社内規程を定めているが、主に 75 歳以上の高齢顧客への勧誘状況を検証したところ、顧客意向を軽視した勧誘、営業員主導の取引、顧客の商品に対する理解度に問題がある取引及び投資信託の売り止め等の事例が認められた。

また、その背景として、顧客の高齢化が進み、収益をごく少数の高齢顧客に依存する傾向にある中、営業部門においてはコンプライアンス意識が徹底されておらず、営業優先の勧誘が改善されていないこと等が認められた。

➤ 営業員主導による不適切な勧誘が看過されている状況〔内部管理態勢不備に係る指摘〕

【概要】

多数の営業員が、回転売買等、営業員主導による手数料獲得を目的とした不適切な勧

誘を行っていた。また、営業現場の実態を把握するための営業管理態勢が構築されておらず、経営陣もこうした実態を十分に把握することなく、実効性のある改善策が講じられないまま、不適切な勧誘が繰り返されていた。

【検査結果の要旨】

当社は、多数の営業員が同一銘柄の外国株式や外国債券について、同時期に別々の顧客へ「買い」と「売り」の勧誘を行っていたほか、購入した商品を短期で売却させ、他の商品に乗り換えさせる等、手数料獲得を目的とした不適切な勧誘を行っていた。

また、当社は、取締役会の諮問機関としてコンプライアンス委員会を設置しており、同委員会では、営業検査において投資判断に矛盾のある勧誘や短期売却のおそれがある取引事例について、報告を受けていたにもかかわらず、経営陣は、回転売買抑止策の観点から再発防止を目的とした具体的な施策等の策定や顧客の損失の発生状況の確認等、営業現場の実態を把握するための営業管理態勢を構築しておらず、不適切な勧誘を看過していた。

- 金融商品取引業等の登録を受けていない者に有価証券の取得勧誘を行わせている状況〔金商法第 51 条〕

【概要（勧告事案）】

当社営業員らは、社外の複数の知人ら（金融商品取引業等の登録はない。）に、有価証券の取得勧誘を依頼し、この結果、依頼を受けた知人が取得勧誘を行い、当社は顧客に有価証券を購入させた。

【検査結果の要旨】

当社営業員らは、金融商品取引業等の登録がない社外の複数の知人に対し、当社が販売する有価証券の勧誘資料を加工した説明用資料を配布するなどして当該有価証券の取得勧誘を依頼していた。

当該説明用資料には、当該有価証券の想定利回り、リスク、諸費用、メリット（商品の安全性等）等が記載されており、当該有価証券の内容を十分に理解でき、当該有価証券買付への強い誘引性が認められる内容となっていることから、当該知人が当該説明用資料に基づき、当該有価証券の商品内容を顧客に説明して取得を勧める行為は、有価証券の取得勧誘行為に該当するものと認められる。

- 私募の要件を逸脱して外国投資証券の取得勧誘を行っている状況〔内部管理態勢不備に係る指摘〕

【概要】

外国籍ファンドの取得勧誘について、私募の取得勧誘の該当性に関する認識を誤っ

ていたことから人数管理に不備があり、私募の要件を逸脱している状況が認められた。

【検査結果の要旨】

当社は、当社が私募の取扱いを行った外国投資証券における勧誘について、顧客の「勧誘を受けたい」との意思が確認され、顧客にナンバリング済み勧誘資料一式を配布することをもって勧誘としている。しかし、その前段階で行う商品説明において、外国投資証券の個別名、運用戦略、運用パフォーマンス、手数料等を説明しており、これは顧客を当該外国投資証券の取引に誘引することを目的として、実質的に取得勧誘しているものと認められ、その結果、当社の取得勧誘を行った件数は、私募の要件（50人未満）を逸脱している。

- 取引を注視すべき顧客を抽出しモニターする制度（以下「アテンション制度」という。）等に係る営業管理態勢等の不備〔内部管理態勢不備に係る指摘〕

【概要】

アテンション制度等を設けているものの、特別な注意が必要と考えられる口座の管理が実効的に行われていない。

【検査結果の要旨】

当社は、営業員主導で売買頻度が高いなどの状況がある特別な注意が必要と考える口座を指定して、取引受注の都度、内部管理統括責任者及び営業責任者を交えた協議による事前承認がなければ取引発注ができない措置を講じるなどの取組を行っているが、指定及び解除に係る明確な基準がないほか、指定された後も短期売買が行われ、顧客の意向を確認した記録も残っていない事例があるなど、営業管理が不十分な状況等が認められた。

- 不公正取引防止に係る内部管理態勢の不備〔内部管理態勢不備に係る指摘〕

【概要】

多数の内部者登録顧客を有している中、顧客の取引が内部者取引に該当するかの実効的な確認ができていないなど、不公正取引防止に係る内部管理態勢に不備が認められた。

【検査結果の要旨】

当社は、富裕層の個人顧客及び関連法人を対象とした業務を行っている中、多数の顧客について内部者登録を行っているが、一部の顧客が重要事実又は投資判断に影響を及ぼすと考えられる情報の公表前に取引を行っているにもかかわらず、それらについて内部者取引に該当するかの実効的な検討を行っていないなど、不公正取引防止に係

る内部管理態勢に不備が認められた。

➤ 顧客に対し損失を補填する行為〔金商法第39条第1項第2号及び第3号〕

【概要（勧告事案）】

取引所為替証拠金取引により損失が生じた顧客の一部に対し、その損失の一部を補填していた。

【検査結果の要旨】

当社の実質的経営者である取締役、代表取締役管理本部長及び顧問らは、顧客4名に対して、取引所為替証拠金取引について生じた損失の一部を補填するため、商品差金決済取引を行ったかのように仮装する方法により、利益を自ら又は第三者をして提供したほか、別の顧客4名との間で、現金による損失補てんの契約をした上、その顧客に現金を提供した。

上記の背景として、法令遵守を徹底すべき経営陣自らにその意識が欠如している状況のほか、代表取締役社長を含む上記以外の経営陣も、その責務を果たさず、上記の行為を漫然と見過ごすなど、当社において、重大かつ明白な法令違反行為を防止したり、発見し、是正を図る内部管理態勢や、会社の業務を適正に執行するための経営管理態勢が欠如している状況が認められた。

➤ 顧客に対し特別の利益を提供する行為〔金商法第38条第9号に基づく金商業等府令第117条第1項第3号〕

【概要（勧告事案）】

市場デリバティブ取引を行う顧客1名に対し、当該顧客が預託すべき証拠金について多額の証拠金不足が長期間にわたり発生している状況のもと、新規若しくは実質的に新規と同等の効果となる取引の取次ぎを受託していた。

【検査結果の要旨】

当社は、市場デリバティブ取引を行う顧客1名に対し、当該顧客が預託すべき証拠金について多額の証拠金不足が長期間にわたり発生している状況のもと、新規の市場デリバティブ取引の取次ぎを受託していた。

また、当社は、前日時点で当該顧客が預託すべき証拠金が不足している状況のもと、当該顧客から、実質的に新規の市場デリバティブ取引と同等の効果となる取引（買建玉数が売建玉数以上となっている両建ての状況の中で、買建玉を維持したまま売建玉を減らすもの）の取次ぎを受託していた。

このような行為は、特定の顧客に対し、当社が不足証拠金を負担したうえで新たな市

場デリバティブ取引を行う機会を与えているものであり、こうした利益の提供は、社会通念上、妥当性・相当性を著しく欠くものと認められる。

上記の背景として、経営陣の法令遵守意識が欠如しており、当社のガバナンスが機能していない状況が認められた。

➤ マネロン等リスクに係る管理態勢の不備〔犯収法第4条第1項〕

【概要】

株式及び債券の売買の媒介業務において、顧客の一部に対し、犯収法に定められた代表者等の本人特定事項の確認等を行っていなかった。

【検査結果の要旨】

当社は、海外関連会社に口座を持つ顧客に対し、株式及び債券の売買等に係る媒介を行っているところ、海外関連会社において当該顧客に対しマネー・ローンダリング、テロ資金供与等の対策のための取引時確認を行っていたため、当社による実施は不要と考えたこと等により、当該顧客の一部に対し、代表者等の本人特定事項や当該代表者等が当社のために特定取引の任に当たっているかの確認を行っていなかった。

➤ マネロン等リスクに係る管理態勢の不備〔内部管理態勢不備に係る指摘〕

【概要】

疑わしい取引の届出について、その要否を検討していない状況、届出の実効性が確保されていない状況及び経営陣の主体的かつ積極的な関与が不足している状況が認められた。

【検査結果の要旨】

当社は、疑わしい取引のおそれがある取引についてコンプライアンス部に届け出ること、コンプライアンス部はこれらの取引が疑わしい取引に該当するか判断することを社内規程で定めている。しかし、当社においては、コンプライアンス部に対して、疑わしい取引のおそれがある取引の届出や相談がなく、コンプライアンス部も、警察から照会を受けた顧客等について、疑わしい取引かどうかの検討を行っていない。

さらに、コンプライアンス部は役職員に対して、犯収法への対応等の研修を定期的・継続的に実施するなどの周知・徹底が行われておらず、内部監査も実施していない状況となっている。経営陣も疑わしい取引への対応の認識が欠けており、このような状況に対して主体的かつ積極的に関与しておらず、当社の疑わしい取引の届出の実施態勢は不十分な状況にあるものと認められる。

- 電子情報処理組織の管理が十分でないと認められる状況〔金商法第 40 条第 2 号に基づく金商業等府令第 123 条第 1 項第 14 号〕

【概要】

高速取引行為に係る受託業務において、取引システム上に当社側が設定するハードリミットのうち、累積値に係る限度枠の設定に不備が認められた。また、ハードリミットの設定を関係会社に委託したまま、管理態勢を整備していない状況が認められた。

【検査結果の要旨】

当社は、海外に所在する高速取引行為者の顧客からの高速取引行為に係る受託業務を行っているところ、一部の顧客が東京証券取引所のコロケーションエリアの中に設置した取引システム上に当社側が設定するハードリミットのうち、累積値に係る限度枠の設定が漏れている事例が認められた。

上記の背景として、当社は、ハードリミットの設定を関係会社に委託したまま、その設定状況を把握していないほか、これを適時に把握できる態勢を整備していない状況等が認められた。

- 金融商品仲介業務の委託先等に対する管理態勢が不十分な状況〔内部管理態勢不備に係る指摘〕

【概要】

金融商品仲介業務の委託先における業務運営状況等を十分に把握していない状況が認められた。

【検査結果の要旨】

当社は、金融商品仲介業務の委託に関し、委託先における適正な業務運営の確保のために金融商品仲介業務の取扱規程を定め、委託先に対して、適切な勧誘を行うための態勢整備を求めるとともに、当社コンプライアンス部が必要に応じて委託先の社内規則の遵守状況を確認としている。

しかしながら、当社は、委託先である親銀行において金融商品仲介業務に係る監査が行われていると誤認し、当社コンプライアンス部において親銀行に対する監査を行っていないなど、委託先における業務運営状況等を十分に把握していない。

また、当社は、親銀行に倣って作成した AML/CFT に係るリスク評価書において、高リスク顧客のリスク低減措置として取引を個別承認することとしたものの、親銀行においてチェックされていると誤認していたため、当該リスク低減措置を実施せず、親銀行に当該リスク低減措置の状況の確認を行わないなど、当社における金融商品仲介業務の委託先等に対する管理態勢は不十分な状況にあるものと認められる。

(2) 第二種金融商品取引業者

➤ 営業管理態勢の不備〔内部管理態勢不備に係る指摘〕

【概要】

東京金融取引所の考査により指摘された営業員の勧誘実態及び顧客の取引実態の把握等の不備について、実効的な改善が図られておらず、営業管理態勢に不備が認められた。

【検査結果の要旨】

当社は、以前に東京金融取引所が実施した考査において、顧客への勧誘実態の把握が不十分な状況及び顧客の取引実態の活用が不十分な状況に係る指摘を受け、それらの実態把握を目的とした社内規則の整備等の改善策（営業日誌の作成、顧客モニタリングの実施等）を行うとしている。しかし、当社は、営業員の判断で営業日誌を作成してなかったり、不十分な記載となっているにもかかわらず、営業責任者はその状況を放置しているほか、コンプライアンス部においても、営業部に対して注意・指導を行っていない。

また、過去、問題なしとした顧客モニタリングの対象口座を抽出から除外し、モニタリング口座を大幅に削減している。さらに、経営陣においても、重要性の認識が足りておらず、当社における営業管理態勢は実効性のあるものとなっていないと認められる。

(3) 投資運用業者

➤ 投資信託の受益者のために忠実に投資運用業を行っていない状況〔金商法第42条第1項〕

【概要（勧告事案）】

投資信託の計理業務の委託契約の解約に際し、当該契約関係に全く責任関係のない顧客（投資信託の受益者）の財産において費用負担が増加することとなる条件を含めて交渉し、これを容認するという、受益者のために忠実に投資運用業を行っていない状況が認められた。

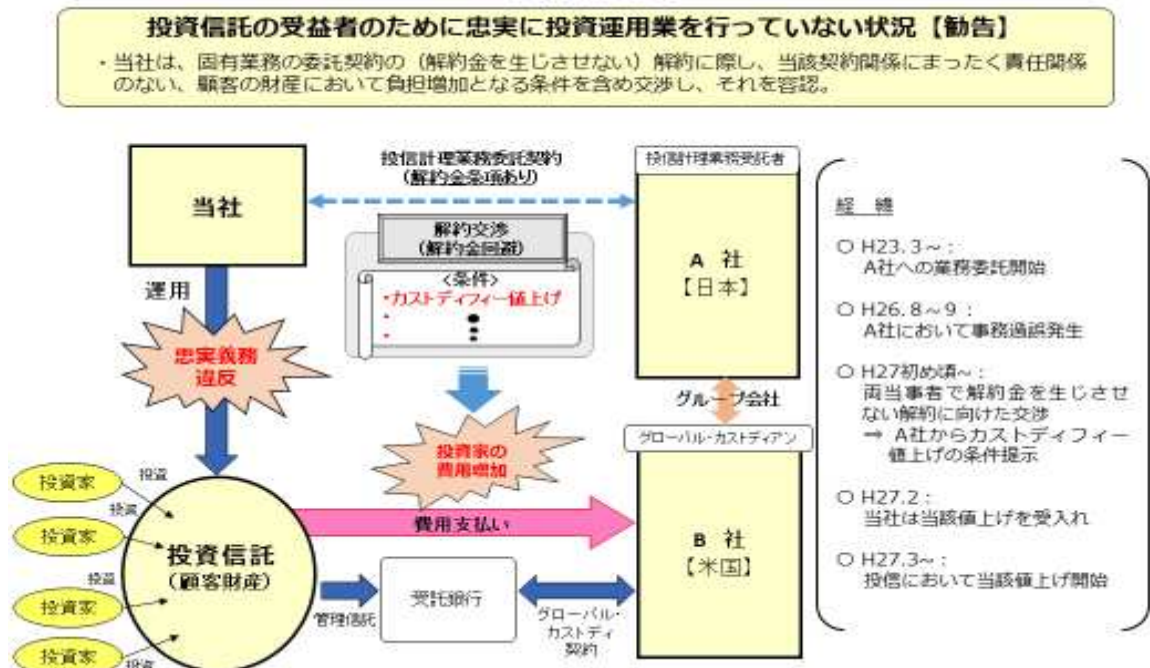
【検査結果の要旨】

当社は、当社が運用する投資信託の計理業務に係る業務委託契約を解約する際、解約金を生じさせないための交渉において、業務委託先から、委託先のグループ会社がカストディアンである投資信託（当社が運用）におけるカストディフィーにベースフィー（受託財産の規模や取引件数に関わらず固定額を賦課するもの。）を追加することによ

る値上げを行うことを解約条件として提示され、その合理性について何ら確認することなく当該値上げを受け入れている。

これにより、当該業務委託契約に全く責任関係のない顧客（投資信託の受益者）の費用負担が増加するという、受益者のために忠実に投資運用業を行っていない状況が認められた。

事案概要図



- 無登録で外国投資信託の受益証券等の募集又は私募の取扱い（第一種金融商品取引業）を行っている状況〔金商法第29条〕

【概要】

第一種金融商品取引業の登録を受けていないにもかかわらず、顧客に対し、外国投資信託の受益証券又は外国投資証券（以下「当該外国証券」という。）を取得させていた。

【検査結果の要旨】

当社は、外資系グループの日本法人として、主に適格機関投資家に対して、グループの投資戦略等の提供を行っている。

そのような中、当社は、投資戦略等の提案により当該顧客の関心を高めた上で、当該外国証券の目論見書等を提供するなどして、当該外国証券を取得させていた。

また、当該外国証券の運用会社は全てグループ会社となっているところ、当社は、当該外国証券に係るファンドから当該グループ運用会社に支払われた運用報酬の一部を、最終親会社を通じて業務受託報酬名目で受領しており、このような行為は当該外国

証券の発行者のために募集又は私募を取り扱う行為であると認められる。

➤ ファンドラップに係る営業管理態勢の不備〔内部管理態勢不備に係る指摘〕

【概要】

ファンドラップの勧誘において、一部の営業員が、投資判断に重要な影響を与えかねない事項について、顧客に誤った説明を行っている等の状況が認められた。

【検査結果の要旨】

当社は、投資一任契約に基づく投資運用業務を行うファンドラップの勧誘において、顧客の投資意向に沿ったコースを提案するため、収益性に関する数値（期待リターン）等を記載した書面を提示している。期待リターンは、ファンドラップに組み入れているファンドが投資する資産クラスのベンチマーク（TOPIX 等）にかかる過去 10 年の数値を基に算出されたものであるにもかかわらず、一部の営業員が、ファンドラップの運用実績から算出した数値であると誤解して顧客に説明していた。また、一部の営業員において、期待リターンがファンドラップに係る運用コストを考慮した数値ではないことを顧客に説明をしていない状況が認められた。さらに、コンプライアンス部は、ファンドラップは勧誘に関する問題が発生するリスクが低いと考え、ファンドラップの勧誘状況を対象としたモニタリングを行わず、監査部においても、同様に考え、当該状況を対象とした社内監査を実施していない。

経営陣も、営業員に数値の意味等を十分に理解させる必要性の認識が不足し、当該勧誘に関して問題が発生するリスクが低いと認識しており、当社のファンドラップに係る営業管理態勢には不備があるものと認められる。

(4) 投資助言・代理業者

➤ 金融商品取引契約の締結の勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げる行為〔金商法第 38 条第 1 号〕

【概要（勧告事案）】

見込顧客に対するメール配信において、虚偽の内容を告げて投資顧問契約の締結の勧誘を行った。

【検査結果の要旨】

当社は、見込顧客に対し送信したメールにおいて、実際には当社代表が銘柄分析・選定に何ら関与していないにもかかわらず、「代表が完全監修を務める」等の虚偽の内容を告げて投資顧問契約の締結の勧誘を行った。

また、当社は、見込顧客に対し送信したメールにおいて、買い推奨を行った複数の銘柄について、実際には売り推奨を行っていないにもかかわらず、最高値となった日を売り推奨日とするなどして、虚偽の内容を告げて投資顧問契約の締結の勧誘を行った。

- 金融商品取引契約の締結の勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げる行為及び重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為〔金商法第38条第1号及び同法第38条第9号に基づく業府令第117条第1項第2号〕

【概要（勧告事案）】

当社の助言実績等に関して、顧客に対し虚偽のことを告げる行為及び重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為を行い、投資顧問契約の締結の勧誘を行った。

【検査結果の要旨】

当社は、広告において、実際には投資助言の実績がないにもかかわらず、助言を行った銘柄であると当社ウェブサイトに記載したりするなど、虚偽の内容を告げて投資顧問契約の締結の勧誘を行った。

また、当社は、ウェブサイトにおいて、外部の者が提供するAI分析ソフトによる過去の収支等シミュレーション結果であって、当社の助言実績とは無関係なものをあたかも当社の助言実績であるかのように表示し、投資顧問契約の締結の勧誘を行った。

- 著しく事実に相違する表示又は著しく人を誤認させるような表示のある広告をする行為①〔金商法第37条第2項〕

【概要（勧告事案）】

投資助言業者等を評価・比較している複数のウェブサイトにおいて、著しく事実に相違する表示又は著しく人を誤認させるような表示のある広告を行った。

【検査結果の要旨】

当社は、投資助言業者等を評価・比較している複数のウェブサイトにおける広告において、当社代表が銘柄の分析・選定に何ら関与していないにもかかわらず、「代表を筆頭に銘柄選定及び投資助言が行われている」旨の記事や、実際には投資助言の実績がないにもかかわらず、助言を行った銘柄である旨の記事を掲載するなど、著しく事実に相違する表示を行った。

また、当社は投資助言業者等を評価・比較している複数のウェブサイトにおいて、実際には当社が記載した内容であるにもかかわらず、あたかも第三者によって投稿されたかのような外観を装った、当社の助言実績等に関する記事を多数掲載させ、著しく人を誤認させる表示を行った。

- 著しく事実と相違する表示又は著しく人を誤認させるような表示のある広告をする行為②〔金商法第 37 条第 2 項〕

【概要（勧告事案）】

当社は、広告業務委託先に当社の広告記事を作成させ、これを投資助言業者等を評価・比較している複数のウェブサイトに掲載させる手法（以下、「本件広告手法」）により、著しく事実と相違する表示又は著しく人を誤認させるような表示のある広告を行った。

【検査結果の要旨】

当社は、本件広告手法により、実際には広告業務委託先が当社の助言実績を正確に反映することなく作成した当社の広告記事を掲載するなど、著しく事実と相違する表示のある広告を行うとともに、その広告の掲載も、あたかも第三者によって投稿されたかのような外観を装った記事として掲載するなど、著しく人を誤認させるような表示のある広告を行った。

- 顧客取引を利用して実質的支配者らの利益を図る目的をもって行った正当な根拠を有しない助言行為〔金商法第 41 条の 2 第 2 号〕

【概要（勧告事案）】

当社を実質的に支配している者（以下「実質的支配者」という。）からの指示に基づき、実質的支配者らが買い付けた銘柄の株価の上昇による実質的支配者らの利益獲得を目的として、複数の顧客に対し、正当な根拠を有しない助言を行った。

【検査結果の要旨】

当社は、実質的支配者からの指示に基づき、実質的支配者らが買い付けた銘柄について、チャートや周辺情報を確認・分析することなく、正当な根拠を有せずに当該銘柄を買い推奨とする助言を行い、当該銘柄の株価が上昇したところで、実質的支配者らに当該銘柄を売り抜けさせることにより、実質的支配者らの利益を確定させていた。

- 投資助言・代理業を適確に遂行するに足りる人的構成が確保されていない状況及び投資助言・代理業を適確に遂行するための必要な体制が整備されていない状況①〔金商法第 52 条第 1 項第 1 号（同法第 29 条の 4 第 1 項第 1 号ホ及び同号ヘに該当することになったとき）〕

【概要（勧告事案）】

当社は、当社を実質的に支配している者（以下「実質的支配者」という。）によって業務運営が行われ、当社経営陣は法令等遵守意識及び投資者保護意識が著しく欠如し

たまま業務を行っているほか、社内規程等に沿った業務の遂行がほとんど行われていない。

【検査結果の要旨】

当社は、設立当初から、実質的な業務運営は実質的支配者によって行われ、同人が当社を実質的に支配しており、当社経営陣は、実質的支配者の指示どおりに従い、法令等遵守意識及び投資者保護意識が著しく欠如したまま、漫然と業務を行っている。そのほか、当社は、投資助言・代理業を適確に遂行するために定めた社内規程等に沿った業務の遂行がほとんど行われていない。

- 金融商品取引業者等の役員が、自己の職務上の地位を利用して、顧客の有価証券の売買その他の取引等に係る注文の動向その他職務上知り得た特別の情報に基づいて、有価証券の売買その他の取引等をする行為〔金商法第38条第8号に基づく業府令第117条第1項第12号（平成29年法律第37号による改正前）〕

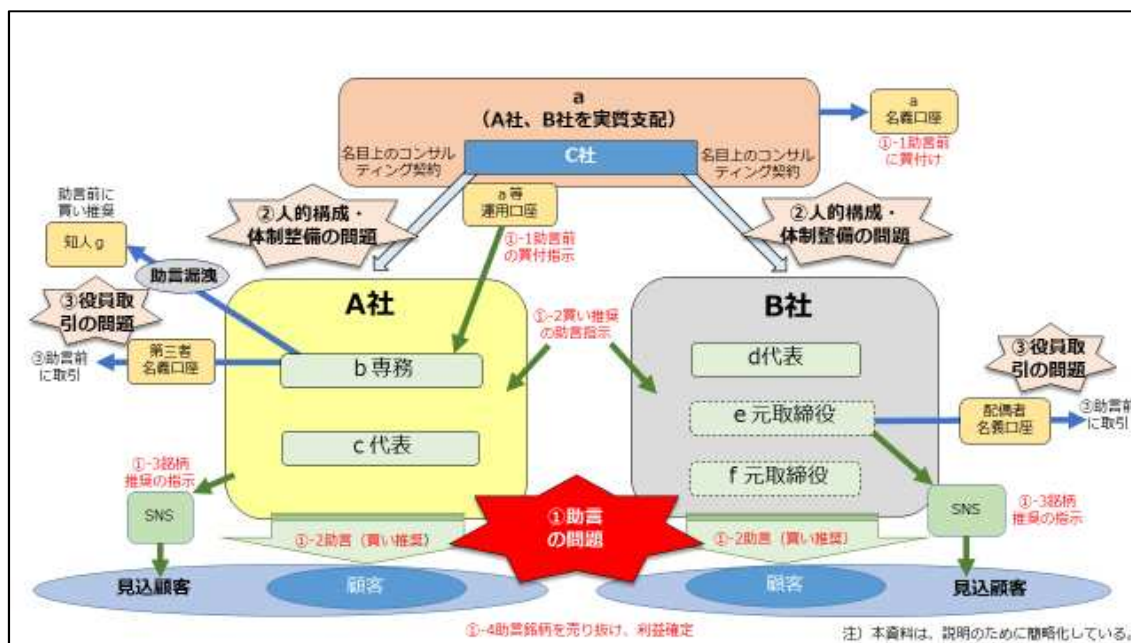
【概要（勧告事案）】

当社役員は、顧客に対する助言の内容を事前に知り得る立場にあること及び助言を受けた顧客の取引に基づく価格の変動を利用して、自己の利益獲得を図り、顧客に助言を行う前に当該助言の内容に係る有価証券と同一の銘柄の有価証券の売買を行った。

【検査結果の要旨】

当社役員は顧客に対する助言の内容を事前に知り得る立場にあったことから、助言を受けた顧客の取引による助言した銘柄の株価の上昇を利用した自らの利益獲得を目的として、第三者名義の口座を用い、当該助言の内容に係る有価証券と同一の銘柄の有価証券の売買を行った。また、当社役員の知人の利益獲得を目的として、当該知人に、顧客への助言前に当該助言の内容の情報提供も行った。

4 オンサイト・モニタリングの結果に基づく勧告・指摘等の状況



- 投資助言・代理業を適確に遂行するに足りる人的構成を有していない状況及び投資助言・代理業を適確に遂行するための必要な体制が整備されていない状況②〔金商法第 52 条第 1 項第 1 号（同法第 29 条の 4 第 1 項第 1 号ホ及び同号ヘに該当することとなったとき）〕

【概要（勸告事案）】

当社役職員が、顧客獲得や収益の拡大、当社の知名度向上を優先するあまり、法令違反行為を主導して行っているほか、当社代表もそのことを認識しながら、何ら対応を行うことなく、漫然と放置しており、法令等遵守意識及び投資者保護意識が著しく欠如している。

【検査結果の要旨】

当社の営業責任者は、自ら主導して法令違反行為を行っており、コンプライアンス部長も法令等の知識が乏しく、法令等遵守意識も希薄であることから、法令違反行為を認識しながら、何ら対策を講じることなく漫然と放置している。さらに当社代表は、当社の業務内容を把握・管理するための措置を講じていない等、内部管理態勢の構築を行っていないばかりか、法令違反行為を認識しながら、何ら対策を講じることなく、これを漫然と放置している。

- 投資助言・代理業を適確に遂行するに足りる人的構成が確保されていない状況及び投資助言・代理業を適確に遂行するための必要な体制が整備されていない状況③〔金商法第 52 条第 1 項第 1 号（同法第 29 条の 4 第 1 項第 1 号亦及び同号へに該当することと

なったとき)]]

【概要（勧告事案）】

当社役職員は計3名のところ、当社の業務に関与しない、または自らが担当する投資顧問契約を締結した顧客への対応を行うだけの状況となっており、当社の人的構成は極めて脆弱で、投資助言・代理業務を適確に遂行する状況とはなっていない。

さらに、当社は社内規定に沿った業務運営態勢の整備や当該規定を遵守するための研修等の措置も講じられておらず、投資助言・代理業を適確に遂行するための必要な体制が整備されていない。

【検査結果の要旨】

当社代表取締役は、当社の業務に一切関与せず、取締役は他の法人の常勤職員として勤務し、当社の業務への関与は当該業務に従事した後のわずかな時間にとどまり、職員はコンプライアンス担当であるにもかかわらず、コンプライアンス業務を行っていない。このように人的構成が極めて脆弱であるところ、法令書面の記載不備など基本的な業務運営に係る動作不備が多数認められ、検査において会計帳簿すら提出できていないなど、業務を適確に遂行できる状況となっていないほか、社内規程に基づく業務運営態勢が整備されていないなど、業務を適確に遂行するための必要な体制が整備されていない。

- 投資助言・代理業を適確に遂行するに足りる人的構成が確保されていない状況④〔金商法第52条第1項第1号（同法第29条の4第1項第1号ホに該当することとなったとき）〕

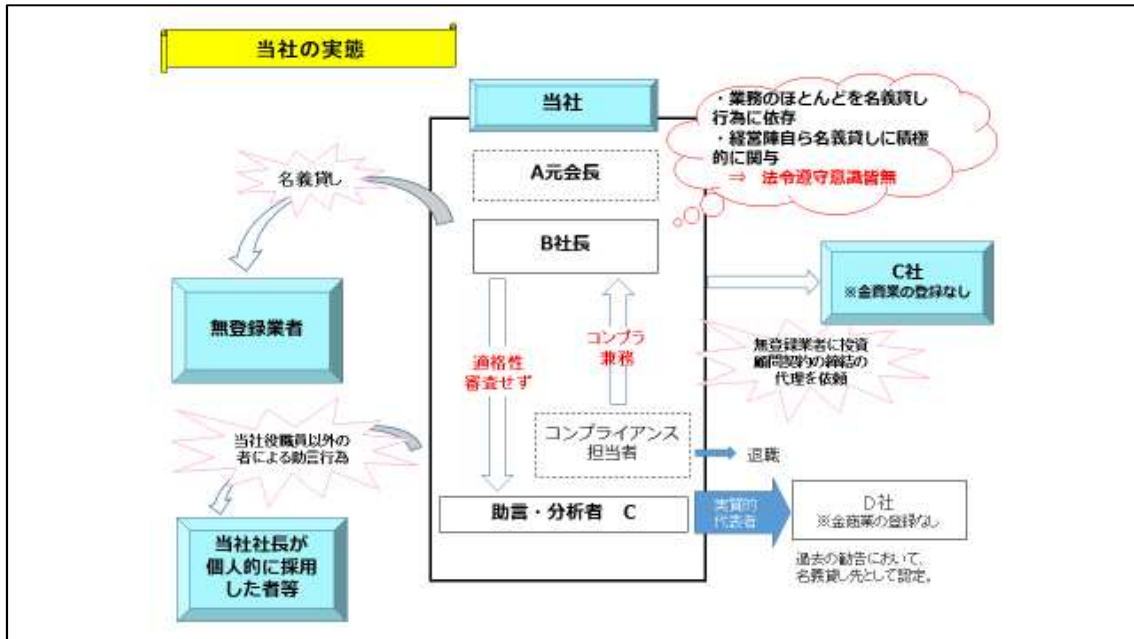
【概要（勧告事案）】

当社は、業務のほとんどを名義貸しによる違法な業務に依存しているほか、違法な名義借りにより投資助言行為を行っていた者を社員として、当社の助言・分析業務を行わせているなど、投資助言・代理業を適確に遂行するに足りる人的構成が確保されていない。

【検査結果の要旨】

当社は、業務のほとんどを名義貸しによる違法な業務に依存し、当社経営陣はその行為に積極的に関与していたほか、他の投資・助言業者から違法な名義借りを行っていたA社の実質的代表者であること承知しながら当該者を社員として雇用し、当社の助言・分析業務を行わせており、当社経営陣においては、法令遵守意識が欠如している。さらに、当社は、コンプライアンス担当者を退職させた後、当社社長にコンプライアンス担当と営業担当を兼務させており、投資助言・代理業を適確に遂行するに足りる人的構成が確保されていない。

4 オンサイト・モニタリングの結果に基づく勧告・指摘等の状況



➤ 無登録業者に対する名義貸し〔金商法第 36 条の 3〕

【概要（勧告事案）】

当社の名義をもって、無登録者に投資助言・代理業を行わせた。

【検査結果の要旨】

当社は、以下のとおり、当社の名義をもって、金融商品取引業の登録のない者に投資助言・代理業を行わせた。

- ① 過去の行政処分勧告事案において登録業者の名義を使用して投資助言行為を行ったと認定されている者との間で投資助言の提供に係る契約を締結し、同者から電子メールにより提供された投資助言の内容をそのまま貼り付けて、当社名義にて顧客に電子メールで配信するなど、当社の名義をもって、投資助言・代理業を行わせた。
- ② 金融商品取引業の登録のない個人との間で、投資判断に係るプログラム等の提供を受けるための契約を締結し、プログラム提供者が当社を介さずに当社名義にて顧客に電子メールで投資助言を配信するなど、当社の名義をもって、投資助言・代理業を行わせた。

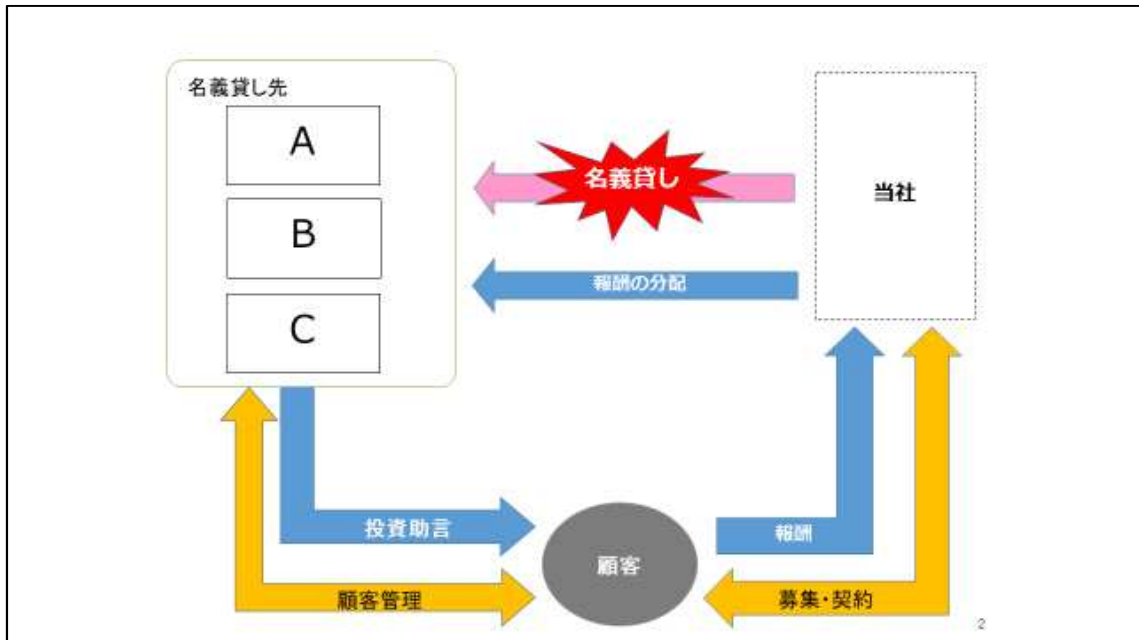
➤ 無登録業者に対する名義貸し〔金商法第 36 条の 3〕

【概要（勧告事案）】

当社の名義をもって、無登録者に投資助言・代理業を行わせた。

【検査結果の要旨】

当社は、金融商品取引業の登録がない者3名に対し、当社の名義をもって、投資助言・代理業を行わせた。当該者は、日経225先物取引等に係る売買のタイミングや価格等を電子メールで配信する方法等により投資助言行為を行った。



➤ 無登録で投資運用業を行っている状況〔金商法第29条〕

【概要（勧告事案）】

当社は投資運用業の登録等を受けないまま、投資一任契約に基づき運用を行っていた。

【検査結果の要旨】

当社は、売買シグナルの配信による投資助言行為と証券会社への発注を連携させたサービス（いわゆるシステムトレード）を顧客に対し提供している。

当該サービスは、自動売買システムを介して、顧客が選択した助言コース等に基づき配信される売買シグナルを顧客が受信すると同時に、当該シグナルに基づき、証券会社の顧客口座へ自動的に発注が行われるものとなっており、これは、

- ・ 個々の取引について、売買シグナルの内容の是非を顧客が判断する余地はなく、自動売買で発注される取引についての投資判断は、当社が行っていると認められること
- ・ 売買シグナルに基づく注文が顧客の証券口座への発注に連携しており、当社は本件システムを利用して顧客の証券口座に発注する権限を有しているものと認められること

4 オンサイト・モニタリングの結果に基づく勧告・指摘等の状況

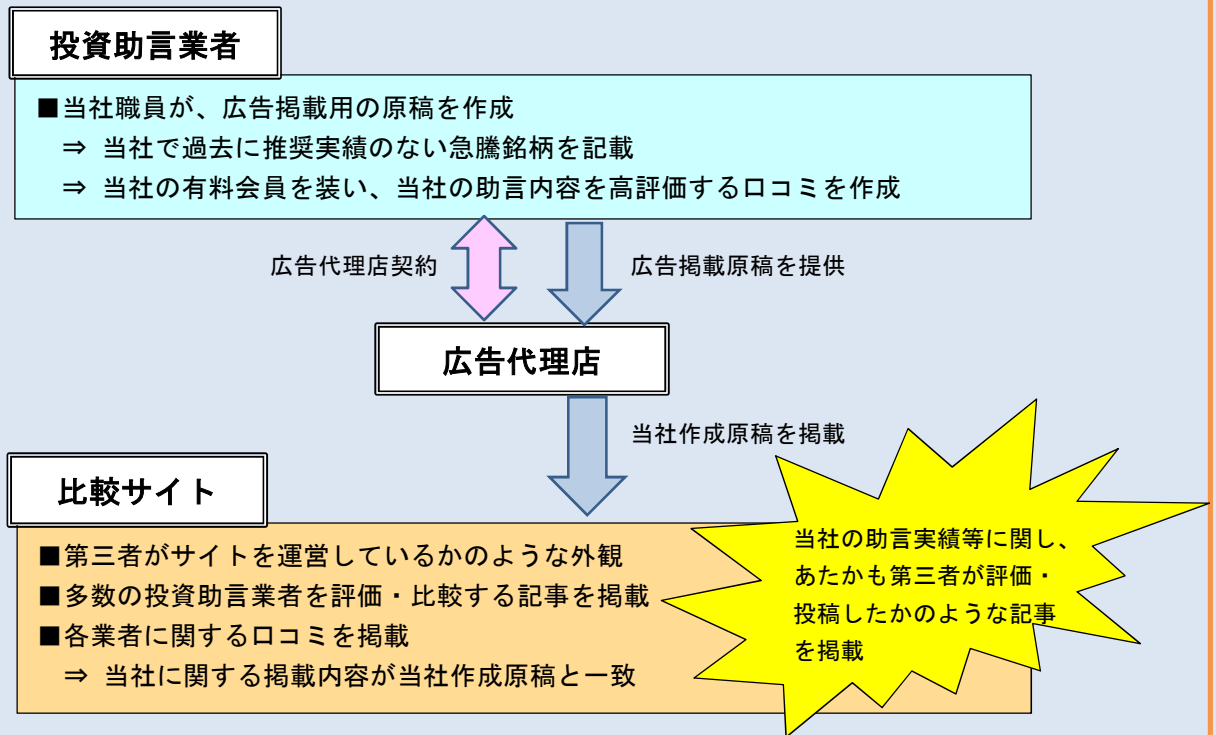
から、投資一任契約に基づき運用を行っているものと認められ、投資運用業の登録を受けることなく、当該行為を行っていた。

口コミサイトを利用した広告に注意！

投資家の皆様は、投資判断を行うにあたり、第三者の評価や意見（いわゆる口コミ）が掲載されている比較サイトを利用されたことはありますでしょうか。

令和元年度に行った投資助言・代理業者への検査において、上記のような比較サイトを利用して、金融商品取引法で禁止されている虚偽告知や誇大広告を行う者が認められ、行政処分勧告を行いました。

<事案の概要図>



（注）投資助言業者自身が比較サイトを運営しているケース、広告委託先に原稿を提供せずに意図的な評価を依頼するケース、広告代理店と契約を行わずに比較サイトに第三者又は当社の顧客を装い意図的な評価を書き込むケース等もありえます。

比較サイトは、その仕組みによって、特定の業者・商品の評価を上げる（または、競合する他社・商品の評価を下げる）等の意図的な評価がなされている可能性があります。

投資家の皆様におかれましては、上記のような事例が発生していることを認識し、比較サイトをご覧になる際は、十分に注意していただきますようお願いいたします。

(5) 適格機関投資家等特例業務届出者

- 無登録で投資運用業を行っている状況〔金商法第 29 条〕

【概要（勧告事案）】

当社は投資運用業の登録等を受けないまま、ファンドの運用を行っていた。

【検査結果の要旨】

当社は、適格機関投資家等特例業務（以下「特例業務」という。）として、ファンドを組成し、運用を行っているところ、当社が組成した2つのファンドについて、特例業務の届出もなく、投資運用業の登録も受けないまま、運用を行っていた。

- 出資金の杜撰な運用及び管理〔金商法第 63 条の 5 第 1 項（金商法の一部を改正する法律（平成 27 年法律第 32 号。以下「新法」という。）附則第 2 条第 2 項により当社を適格機関投資家等特例業務届出者とみなして適用）〕

【概要（勧告事案）】

当社はファンドの出資金を金融商品取引業の登録を受けていない者に運用を委託したり、ファンドの収支状況を正確に判別できない状況になっているなど、出資金の杜撰な運用及び管理をしていた。

【検査結果の要旨】

当社は、適格機関投資家等特例業務として、ファンドを組成し、運用を行っているところ、当社が組成した2つのファンド（以下、「当該2ファンド」）の出資金を、金融商品取引業の登録を受けていない者に対し、外国為替証拠金取引等による運用を委託しているほか、金融商品取引業の登録を受けていない者が運営するファンドに出資するなどして運用している。

また、当該2ファンドに係る出資金の管理状況については、当社の固有財産と混然一体となっており、会計帳簿等も作成しておらず、収支状況を判別できない状況となっている。さらに、匿名組合契約上の正当な根拠なく、出資金の一部を他者への貸付金に充当していた。

- 関東財務局長に対し虚偽の報告等をしている状況〔新法附則第 3 条第 1 項及び第 2 項、金商法第 63 条の 6 及び金商法第 63 条の 4 第 2 項（新法附則第 2 条第 2 項により当社を新法第 63 条第 5 項に規定する適格機関投資家等特例業務届出者とみなして適用）〕

【概要（勧告事案）】

当社は、組成したファンドが、適格機関投資家からの出資を受けていないにもかかわらず、関東財務局長に対する届出書面等において、適格機関投資家から出資されている旨の虚偽の報告を行った。

【検査結果の要旨】

当社は、適格機関投資家等特例業務においては適格機関投資家から出資を受けることが要件の一つとされているところ、組成したファンドが、適格機関投資家からの出資を受けていないにもかかわらず、関東財務局長に対する届出書面、関東財務局長から受けた適格機関投資家との契約等に係る報告徴取命令に対する報告書及び関東財務局長に提出した事業報告書において、適格機関投資家から出資されている旨の虚偽の報告を行った。

(6) その他

- 個別信用格付の事前約束につながりかねない不適切な行為〔内部管理態勢不備に係る指摘〕

【概要】

当社は、見込顧客に対する営業において、信用評価に関する業務に携わっていない役員が、自身の相場観等に基づき個別信用格付の見込みについて説明しており、個別信用格付の事前約束（信用評価を行う前に、あらかじめ、定められた信用格付けを当該信用評価の結果として提供し、又は閲覧に供することを格付関係者との間で約束する行為）につながりかねない不適切な行為を行っていた。

【検査結果の要旨】

当社は、見込顧客に対する営業において、信用評価に関する業務に携わっていない役員が、信用評価に基づかない自身の相場観等に基づき個別信用格付の見込みについて説明をするといった信用格付けの事前約束につながりかねない不適切な行為を行っていた。

当該行為の状況は営業報告書に記載されており、営業部門の責任者や担当役員等もその内容を認識していたにもかかわらず、当該行為が不適切な行為である等特段の問題意識を有せず、当該行為を事実上容認していたほか、内部管理部门によるモニタリングにおいても特段の指摘が行われていなかった。

- 役員による情報の漏えい等及び情報管理・秘密保持を適切に行うための措置が不十分な状況〔内部管理態勢不備に係る指摘〕

【概要】

当社取締役自らが、当社が決定した信用格付け情報を公表前に社外に漏えいしていたほか、当社の機密情報等の管理において、サーバの操作ログの検証やアクセス権の管理等が十分に行われておらず、当社の管理態勢には不備があるものと認められる。

【検査結果の要旨】

当社は、個別の信用格付け情報を決定し、公表を予定していたが、当社取締役自らが、その公表前に社外の者に伝達していた。

また、当社の機密情報等の管理において、システムに係る操作ログを検証するとしているものの、各社員のPCの操作ログの検証にとどまっており、業務委託先の操作ログに係る検証を実施していない。そのほか、機密情報が保管されているシステムへのアクセス権が複数名で利用されているほか、当該アクセス権の利用者が不明となっているなど、当社の情報管理・秘密保持を適切に行うための措置が不十分な状況が認められた。

(7) オンサイト・モニタリングを通じて把握したフォワードルッキングな観点での課題：留意すべき事項

証券監視委においては、その時点では問題が顕在化していないものの、業務運営態勢等の改善が必要と認められた場合、オンサイト・モニタリング先との間で課題認識を共有した上で、検査終了通知書に「留意すべき事項」として記載することを通じて実効性ある内部管理態勢の構築等を促してきたところ、令和元年度における主な事例は以下のとおり。

○株式本部と債券本部の統合に向けた情報管理態勢の強化

当社は、債券本部の全ての職員がグループ銀行の東京支店と兼職しており、当該支店における顧客情報を顧客から同意を受けた範囲で利用しているところ、当該支店と兼職していない株式本部職員が、債券本部職員と物理的な障壁のない場所で業務に従事している。システムへのアクセス権の設定等防止対策がとられてはいるものの、ビジネスモデルや組織の変更等の適時適切なタイミングで、情報管理態勢の強化を検討する必要がある。

○内部管理態勢の充実・強化について

当社は、当社のアナリスト等に対して、企業調査等のために上場会社へ訪問した際、都度、訪問記録の作成を行わせている。しかし、当該記録の様式は選択式であり、定性的な情報を記載するものとなっておらず、また、上場会社の決算説明会等に出席した場合、複数の他社のアナリスト等が出席するため当該記録への記載そのものを求めている。

4 オンサイト・モニタリングの結果に基づく勧告・指摘等の状況

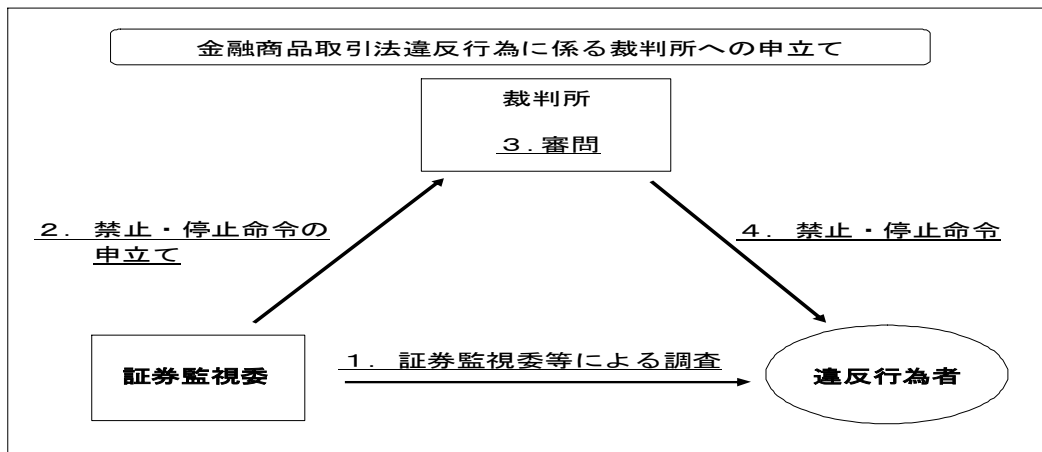
当社のビジネスモデルの特性上、日本株式運用は限定的であり、インサイダー取引のリスクは低いものの、将来的に投資家の日本株ニーズが高まった際の運用やトレーディング業務の拡大に向けて、投資先企業との対話に伴い取得する可能性のある法人関係情報のより一層の管理及び役職員のインサイダー取引の未然防止に向けた態勢の充実・強化が必要である。

○金融商品仲介業務に係る委託先の管理について

当社は、親銀行との間で仲介業務等に関する契約を締結し、親銀行に顧客紹介、口座開設勧誘、顧客管理、有価証券の勧誘等の取扱いを行わせ、親銀行から紹介された富裕層への金融商品販売と親銀行による仲介業務を通じて資産形成層へ仕組債等を販売するビジネスモデルを展開しているところ、親銀行での仲介業務の管理に関して、当社は積極的な指導等を実施しなかったため、同仲介業務に係る苦情・事務ミス等の情報共有が速やかに図られていない状況となっていた。銀証連携した FD と顧客保護を図る観点から、仲介業務の委託先である親銀行に対する積極的な関与や指導に着実に取り組んでいく必要がある。

5 無登録業者等に対する裁判所への禁止命令等の申立て等

金商法第 29 条に基づく登録を受けることなく金融商品取引業を行っている業者等（以下「無登録業者等」という。）による投資者被害を防止するため、無登録業者等に対しては金商法第 187 条に基づく調査を行い、調査の結果に基づき同法第 192 条第 1 項に基づく裁判所への禁止・停止命令の発出を求める申立て（以下「192 条申立て」という。）を行っている。証券監視委からの申立てを受け、裁判所が、緊急の必要があり、かつ、公益及び投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、金商法に違反する行為を行い、又は行おうとする者に対し、その行為の禁止又は停止が命じられる。



令和元年度に 192 条申立てを行った事例の概要は、以下のとおり。

➤ a 社

【概要】

無登録で、ファンドの募集等の取扱い（第二種金融商品取引業）を業として行っていた。

【申立ての要旨】

当社は、遅くとも平成 28 年 3 月以降、一般投資家に対し、海外集団投資スキーム持分に該当する複数の金融商品（以下「本件ファンド」という。）に係る取得勧誘を行っている。

当社は、本件ファンドの取得勧誘によって、少なくとも、延べ 203 名の一般投資家から約 6 億 8000 万円を出資させている。

➤ b 社

【概要】

無登録で、合同会社の社員権等の募集等の取扱い（第二種金融商品取引業）を業として行っていた。

【申立ての要旨】

当社は、平成 26 年 5 月以降、一般投資家に対し、当社の社員権（以下「本件社員権」という。）の取得勧誘を行い、少なくとも、1,072 名の一般投資家に対し、本件社員権を取得させ、約 126 億 5600 万円を出資させている。

さらに、平成 30 年 9 月以降、一般投資家に対し、出資金を充ててオンラインカジノのプラットフォームの開発事業等を行うとする集団投資スキーム持分（以下「本件ファンド」という。）の取得勧誘を行い、少なくとも 970 名の一般投資家に対し、本件ファンドを取得させ、約 40 億 900 万円を出資させている。

金融商品取引を行うに当たっては、取引相手方業者が金融庁（財務局）へ登録等を行っているか否かの確認を行うことが重要である。

無登録で金融商品取引業を行っているとして、金融庁（財務局）が警告を行った者については、その名称等を金融庁ホームページ（下記 URL 参照）で確認することができるので、ご確認いただきたい。

○ 無登録で金融商品取引業を行う者の名称等について

(<https://www.fsa.go.jp/ordinary/chuui/mutouroku.html>)

新型コロナウイルスに便乗した投資詐欺に注意！

新型コロナウイルス感染症の流行に乘じ、不審な電話、メール、ショートメッセージ(SMS)やソーシャルネットワーキングサービス(SNS)、ウェブサイト等が確認されています。

投資家の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染症の流行に乘じた投資詐欺等にあわないように、心当たりのない電話やメール、ウェブサイトには十分にご注意ください。

【投資詐欺の事例】

・新型コロナウイルス感染症に関連した商品(ワクチン等の医療品、医療機器等)の開発や研究を行うとしているが、実際にはその事実のない企業等への投資を推奨し、未公開株や新規公開株の購入、ファンドの取得に係る勧誘を行う事例



～被害を防ぐために～

① 業者が登録されているか確認

➢ 勧誘を行ってきた業者が登録業者であるか否かの確認を行うことが重要です。登録がされていても、金融庁(財務局)として、その業者の信頼性を保証するものではありませんが、登録を受けた金商業者等以外が金融商品取引行為を行うことは違法ですので、絶対に関わらないようにしてください。

② 「元本保証」、「必ず儲かる」という勧誘に注意

➢ 元本や利回りを保証して勧誘することは、登録を受けている金商業者等であっても禁止されており、特に現状の金利水準を大幅に上回る利回りを提示して勧誘する業者については十分注意してください。

③ ソーシャルレンディングにおいては貸付先に関する情報を確認

➢ ソーシャルレンディング(融資(貸付)型クラウドファンディング)への投資については、ファンド販売業者が開示している貸付先の業種、事業内容、貸付条件、資金使途など投資判断の参考となるような情報を十分に確認するようにしてください。

証券監視委においては、金商業者のモニタリングを適切に行い、また、無登録業者による投資者被害を防止するため、裁判所への違反行為の禁止命令等の申立てに係る調査権限を積極的に活用するとともに、無登録業者の名称・代表者名・法令違反行為等の公表を含めた情報発信を強化するほか、金融庁関連部局、各財務局等、捜査当局及び消費者庁等との連携を積極的に進めていくなど、引き続き厳正に対処していきます。

6 総括及び今後の取組み

令和元年度においては、同年9月に公表した「証券モニタリング基本方針」に基づき、金商業者等のビジネスモデルの変化の中で、過大な営業目標や現場のリソースを超えた多大な負担から生じ得る投資家への不適切な営業の可能性を念頭に、必要な内部管理態勢の構築状況やこうした問題の背後に潜む経営の意図・経営資源の不十分な配分等に着目したリスクアセスメントを行い、業務運営態勢や勧誘実態に懸念があるなど、早期に深度ある検証が必要な金商業者等について、平成30年度に引き続き積極的にオンサイト・モニタリングを実施した。

また、本年1月に公表した第10期中期活動方針において、リスクベース・アプローチに基づく効果的・効率的な証券モニタリングを掲げる中、「金融行政のこれまでの実践と今後の方針」等も念頭に置きつつ、金融庁関連部局と連携してオン・オフ一体の証券モニタリングを実施した。

さらに、検査・監督の着眼点や留意点の共通化や明確化を図り、オン・オフ一体の証券モニタリングを一層推進していく観点から、本年6月に「今後の証券モニタリングの基本的な考え方」を策定・公表し、証券監視委の方針だけではなく、金融庁が公表する監督指針、プリンシプルや分野ごとのディスカッション・ペーパーの考え方・進め方も踏まえながら、証券モニタリングに取り組むこととした。その一環として、「金融商品取引業者等検査マニュアル」等を廃止した。

令和元年度の証券モニタリングの結果、証券会社では、高齢顧客への勧誘状況において、顧客の意向を軽視した勧誘、営業員主導の取引及び投信の売り止め等が複数認められた事案や、顧客に対し損失を補填する行為を行っていた事案、投資運用業者では、顧客のために忠実に投資運用業務を行っていない事案、投資助言・代理業者では、投資助言業者等を比較評価している複数のウェブサイト、実際には自ら記載した内容であるにもかかわらず、第三者の投稿のような外観を装った助言実績に関する記事を多数掲載させていた事案や、顧客の取引を利用して、顧客以外の者の利益を図る目的をもって正当な根拠を有しない助言を行った事案等が認められたことから、これらについて行政処分勧告を実施した。

また、無登録で第二種金融商品取引業を行い、一般投資家に多額の被害を与えていた事案等について、裁判所への禁止命令等の発出を求める申立てを複数件行った。

こうした中で、令和2年度においては、上記に着目したリスクアセスメントを行い、詳細な実態を把握する必要がある場合等を中心に、引き続き積極的にオンサイト・モニタリングを実施する。オンサイト・モニタリングにおいては、取り扱う商品の内容や取引スキームなどについて深度ある分析を行った上、これらが適切に投資者に対して提供されるよう、適合性原則をはじめとした法令遵守や顧客本位の業務運営態勢の確保といった投資者保護の観

点から、業務運営の適切性を検証する。

その他、無登録業者による投資者被害の拡大を防止するため、裁判所への違反行為の禁止命令等の申立てに係る調査権限を積極的に活用するとともに、無登録業者の名称・代表者名・法令違反行為等の公表を含めた情報発信を強化するほか、金融庁関連部局、各財務局等、捜査当局及び消費者庁等との連携を積極的に進めていく。

さらに、今般の新型コロナウイルス感染症が金商業者等の経営環境や業務運営に与える影響等も併せて十分に注視していく。

表 1 検査終了件数

(単位：件)

区 分	27 年 4 月 ～28 年 3 月	28 年 4 月 ～29 年 6 月	29 年 7 月 ～30 年 6 月	30 年 7 月 ～元年 6 月	元年 7 月 ～2 年 6 月
検 査 終 了 件 数	191	111	39	63	67
金 融 商 品 取 引 業 者	128	71	34	51	59
第一種金融商品取引業者	58	34	23	31	41
第二種金融商品取引業者	33	15	5	7	4
投資助言・代理業者	31	15	5	8	10
投資運用業者	6	7	1	5	4
登 録 金 融 機 関	0	1	0	3	2
適格機関投資家等特例業務届出者	35	28	4	3	1
金 融 商 品 仲 介 業 者	18	6	1	3	2
信 用 格 付 業 者	2	0	0	0	1
自 主 規 制 機 関 等	3	3	0	2	0
投 資 法 人	2	1	0	1	0
そ の 他	3	1	0	0	2

(注 1) 「検査終了件数」とは、検査年度中に検査が終了した件数をいい、前検査年度以前着手分を含む。なお、支店単独検査は含まない。

(注 2) 令和元年 7 月～2 年 6 月の件数は、新型コロナウイルス流行の影響のため中断したものを含む。

表2 勧告実施件数

(単位：件)

区 分	27 年 4 月 ～28 年 3 月	28 年 4 月 ～29 年 6 月	29 年 7 月 ～30 年 6 月	30 年 7 月 ～元年 6 月	元年 7 月 ～2 年 6 月
証券検査の結果に基づく勧告	18	39	8	12	13
証券監視委の行った検査に基づく勧告	5	10	1	5	2
財務局等の行った検査に基づく勧告	13	29	7	7	11

表3 問題点が認められた業者等の数

区 分	27 年 4 月 ～28 年 3 月	28 年 4 月 ～29 年 3 月	29 年 4 月 ～30 年 6 月	30 年 7 月 ～元年 6 月	元年 7 月 ～2 年 6 月
問題点が認められた業者等の数	72	76	30	42	45
不公正取引に関するもの	3	4	6	1	3
投資者保護に関するもの	54	64	13	16	22
財産・経理等に関するもの	7	12	1	6	3
その他業務運営に関するもの	32	32	20	35	31

(注1)「問題点が認められた業者等の数」とは、検査終了通知書において問題点を指摘した会社等の数をいう。

(注2)「不公正取引に関するもの」、「投資者保護に関するもの」、「財産・経理等に関するもの」及び「その他業務運営に関するもの」は、各項目で問題点が認められた業者等の数をいう。したがって、各項目で重複する会社等があるため、各項目の合計と「問題点が認められた業者等の数」の数値とは一致しない。

(注3)「その他業務運営に関するもの」には、システムリスク管理態勢の不備や取引時確認の不備等が含まれている。

なお、令和元年度においては、売買管理態勢や内部管理態勢、マネロン等リスクに係る管理態勢の不備等が認められた。

表 4 法令違反行為別の勧告件数

法令違反行為	業 態					合 計
	第一種	第二種	投資助言・代理業	投資運用業	適格機関投資家等特例業務	
無登録募集等		1	2		1 1	1 4
人的構成を有しない状況		4	9			1 3
無登録業者に対する名義貸し			4			4
事実に相違する広告等		1	6			7
顧客に対する虚偽告知	1	2	6			9
断定的判断の提供等			2			2
特別の利益の提供	1		1			2
顧客に対する虚偽表示	1 1	4				1 5
重要な事項に関する誤解表示	1 5	4	3			2 2
法人関係情報を提供した勧誘	(注 1) 3					3
法人関係情報の管理不備	(注 1) 3		1			4
顧客に必要な情報の不適切な通知	1					1
システム管理不備	1					1
出資金の流用を知りながらの募集等		2				2
顧客資産の分別保管の未実施	1				1	2
損失補てん	2					2
専ら投機的利益の追求を目的とした有価証券の売買	1					1
忠実義務違反				1	1	2
虚偽の事業報告書の提出等			1		1	2
業務の運営等に問題のある行為	7	5	9	2	1 4	3 7
報告徴取命令の虚偽報告等		2			2	4
金商業に関する不正行為等	1					1
検査忌避	1	1				2
監督上の処分に対する違反		1				1
空売り規制違反	1					1
売買管理態勢の不備	2					2
スキャルピング行為 (注 2)			2			2

職務上の地位を利用した有価証券 売買			2			2
合 計	5 2	2 7	4 8	3	3 0	1 6 0

（注１）金融商品仲介業者の法令違反行為１件を含む。

（注２）顧客取引を利用して第三者の利益を図る目的をもって行った正当な根拠を有しない助言行為をいう。

Ⅱ． オンサイト・モニタリング 指摘事例 (平成 27 年度～平成 30 年度)

1 第一種金融商品取引業者

(1) 顧客勧誘の状況に係る事項

- 米国株式取引の勧誘に関し、虚偽表示又は重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為〔金商法第 38 条第 8 号に基づく金商業等府令第 117 条第 1 項第 2 号〕：
【平成 30 年度】

【概要（勧告事案）】

高齢顧客に対し、多数の営業員が、米国株式の乗換取引の勧誘に応じてもらうために、売却する米国株式の損益について、虚偽表示や、誤解を生ぜしめるべき表示を行っていた。

【検査結果の要旨】

当社においては、近年、米国株式市場が堅調に推移していることなどから、米国株式営業に注力してきているところ、高齢顧客に対し、多数の営業員が、米国株式の乗換取引の勧誘に応じてもらうために、売却する米国株式の損益について、損失の額を実際の額よりも過少に伝える、又は、損失が発生しているにもかかわらず利益が発生している旨を伝えるなどといった虚偽表示や、誤解を生ぜしめるべき表示を行っていた。

（例） 1 株＝1,000 ドルの銘柄を 1 ドル＝120 円の時に買い付け（ $1,000 \times 120 = 12$ 万円で買付け）、その後、1 株＝1,100 ドル、1 ドル＝100 円の時に売却（ $1,100 \times 100 = 11$ 万円で売却）した場合、為替差損益を考慮した円ベースの損益は売却時の円換算額（11 万円）から買付時の円換算額（12 万円）を差し引いた額（▲1 万円）となること、かかる損失額ではなく、ドルベースの利益（ $1,100 - 1,000 = 100$ ドル）を売却時のレート（1 ドル＝100 円）で円換算した利益額（ $100 \times 100 = 1$ 万円）を伝えることにより、円ベースの損失を、利益が出ているものと誤解させた。

なお、上記行為の背景として、当社においては、

- ① 営業部門の責任者が、社内検査において、米国株式の取引に関し不適切な勧誘行為が行われている旨が何度も指摘されていたにもかかわらず、営業員に手数料目標の達成を強く求め、顧客の利益よりも収益獲得を優先する営業を是正してこなかった、
 - ② 経営陣が、上記社内検査の結果を把握していながら、再発防止のための実効的な改善措置について、何ら指示しておらず、結果的に営業優先の企業風土を醸成していた、
- などの状況が認められた。

- 外国株式取引に関し、営業員主導の過度な取引によって顧客が損失を被っている状況〔内部管理態勢不備に係る指摘〕：【平成 30 年度】

【概要】

営業員の勧誘に従って取引を行う高齢顧客に高頻度で売買を繰り返させることで収益を稼いでいる状況が認められた。

【検査結果の要旨】

当社は、米国株を中心とする外国株式取引による収益が年々増加し、収益全体の約 3 割を占めるに至っている。一方、外国株式取引にかかる顧客収支をみると、米国株式市場が好調に推移しているにもかかわらず、スプレッド負担が大きく影響し、大幅なマイナスとなっている。

- ・ 顧客の取引状況を検証したところ、営業員の勧誘に従って取引を行う高齢顧客に高頻度で売買を繰り返させることで収益を稼いでいる状況となっていた。
- ・ 当社は、顧客収支改善のため、スプレッド率の引き下げやモニタリングの強化を行っているが、営業員に自身の営業姿勢に問題がないか確認したところ、高頻度での売買に難色を示されても、繰り返し説明し、最終的に顧客に納得してもらった上で受託しているので問題はないとしているなど、営業姿勢を改善させるには至っていないと認められた。

- 投資信託に関し、不適切な解約の引き止めが行われている状況等〔内部管理態勢不備に係る指摘〕：【平成 30 年度】

【概要】

顧客意向に沿わずに投資信託の解約引き止めを行っている不適切な行為が複数認められた。また、営業企画部長等が、各部店に対して解約金額を抑制させることにより平均保有期間の長期化を図ろうとして、実現困難な解約金額による達成を指導している状況が認められた。

【検査結果の要旨】

顧客意向に沿わずに投資信託の解約引き止めを行っている不適切な行為が複数認められた。その背景として、営業本部が過去の実績等を十分考慮せず、投資信託残高の純増を目標に掲げ、個人業績評価や部店評価における評価ウェイトを引き上げていた。

また、投資信託の平均保有期間の長期化を図るため、平均保有期間が短い部店に対し、個別の実情を考慮することなく、現実的に実現が極めて困難な解約金額を前提とした改善策を求めている。

(留意点)

当社の経営陣は、相応の管理態勢を整備しており、顧客本位の営業が行われていると認識し、この結果、経営陣は、個別の実情を踏まえないまま営業店への指示・指導を行った結果、営業現場に歪みを生じさせていた。

- NEXT NOTES S&P500 VIX インバース ETN に関し、不適切な勧誘が行われていた状況等
〔内部管理態勢不備に係る指摘〕：【平成 30 年度】

【概要】

顧客への勧誘に際し NEXT NOTES S&P500 VIX インバース ETN の商品の特性や早期償還条項等のリスクを十分に把握しないまま、不正確又は不十分な説明を行った。また、本商品の早期償還後、顧客からの苦情等について、証券・金融商品あっせん相談センター（FINMAC）の紹介等の適切な顧客対応が迅速に行われていなかった。

【検査結果の要旨】

当社は本商品の取扱いに際し、上場商品であり、当社が既に取り扱っている ETN という商品分類であったことから、商品性の内容の検証を行っておらず、また、当社における取扱いの是非や取扱う場合の勧誘時の留意点についての検討を行っていなかった。

また、コンプライアンス企画部においても、本商品の複雑な商品性、リスクの特性、留意点等を十分確認しておらず、また、早期償還条項についても見逃していたため、これらについて特に説明するよう営業店に注意喚起を行わなかった。

その結果、営業員は、顧客への勧誘に際し、本商品の特性や早期償還条項等のリスクを十分に把握しないまま、不正確又は不十分な説明を行った。また、本商品の早期償還後、顧客からの苦情等について、お客様相談室を含む業務指導統括部において、営業店からなされた苦情報告の内容等の検証を十分に行っていなかったことから、本商品勧誘時の不正確な説明を看過しており、その結果、証券・金融商品あっせん相談センター（FINMAC）の紹介等の適切な顧客対応が迅速に行われていなかった。

- 公表前のアナリスト・レポートに記載される情報を用いて勧誘する行為及び当該情報の不適切な取扱い〔金商法第 51 条〕：【平成 29 年度】

【概要（勧告事案）】

公表前のアナリスト・レポートに記載される情報を用いて株式の買付けの勧誘を行うとともに、管理の適切性等をチェックすべき関連部署が問題意識を有することなく長期間容認しているなど、内部管理態勢が著しく杜撰なものとなっていた。

【検査結果の要旨】

当社において、複数の営業員が一部の顧客に対して公表前のアナリスト・レポートに記載される情報（銘柄のレーティングや目標株価等）を用いて株式の買付けを勧誘していたほか、長期間にわたり、アナリスト・レポートの公表前に、同レポートに記載される情報を社内放送等を通じて全営業員に伝達・周知するなど、アナリスト・レポートに記載される情報の取扱いが極めて不適切なものとなっていた。

また、アナリスト・レポートの管理の適切性等をチェックすべき関連部署は、上記のような不適切な勧誘が容易に行われる状態であったにもかかわらず、問題認識を有することなく長期間にわたって容認しており、内部管理態勢は著しく杜撰なものとなっていた。

さらに、経営陣は、営業態勢については積極的に整備する一方、法令等遵守態勢や内部管理態勢については規制環境の変化や規制の趣旨を十分に踏まえた実効性のある態勢を整備してこなかった。

- 高齢顧客への販売勧誘に係る不十分なモニタリング〔内部管理態勢不備に係る指摘〕：
【平成 27 年度】

【概要】

高齢顧客への高リスク商品に係る取得勧誘に際し、顧客の勧誘開始基準への適合状況について、事後的にモニタリングを行うことができない状況となっていた。

【検査結果の要旨】

当社は、店頭デリバティブ取引に類する複雑な仕組債等の高リスク商品を高齢顧客に勧誘するに際しては、部店長等が、当該顧客と面談を実施した上であらかじめ定めた勧誘開始基準への適合状況を確認の上、高齢顧客に対する営業員の取得勧誘の実施を事前に承認することとしている。しかし、勧誘開始基準への適合状況を確認するための項目の一部が事前に承認する際の記録様式から漏れていたほか、確認項目の一つとなっている顧客の投資方針の変更手続について、社内規程が整備されておらず、顧客の投資方針の変更の妥当性の検討を行わないまま変更することが可能な状況となっていた。

こうしたことから、高齢顧客に対する高リスク商品の勧誘が勧誘開始基準に適合しているかどうかについて、事後的にモニタリングを行うことができないこととなっていた。

(2) 売買管理・審査態勢に係る事項

- 空売り規制違反等〔金商法施行令第 26 条の 2 の 2 第 1 項、金商法第 162 条第 1 項、金

商法第38条第9号に基づく金商業等府令第117条第1項第24号の2】：【平成30年度】

【概要（勧告事案）】

取引所金融商品市場における空売り注文について、決済措置が講じられていることを確認しないまま、長期間にわたり多数の空売り注文を執行していた。

【検査結果の要旨】

当社においては、外国に居住する法人顧客から受託した取引所金融商品市場における空売り注文について、当該空売りに係る有価証券について借入契約の締結その他の当該有価証券の受渡しを確実にする措置（以下「決済措置」という。）が講じられていることを確認しないまま、長期間にわたり多数の空売り注文を執行していた。また、当該注文の執行に際して、これらの決済措置に係る有価証券の調達先についても確認していなかった。

こうした杜撰な空売り注文の受注・執行態勢により、当社が行った空売りについて、当社と顧客との間で多数の決済遅延が発生している。

- 売買審査態勢の不備①〔金商法第40条第2号に基づく金商業等府令第123条第1項第12号〕：【平成30年度】

【概要（勧告事案）】

実勢を反映しない作為的な相場を形成させるべき行為を防止するための売買審査について、実質的な売買審査を行っていなかった。

【検査結果の要旨】

当社は、実勢を反映しない作為的な相場を形成させるべき行為を防止するための売買審査について、売買審査を行うべき取引を著しく狭く限定するとともに、抽出された取引についても、実質的な売買審査を行っていなかった。

また、当社において売買審査を行うべき取引を抽出するためのシステムには、当社が受託した取引の一部が取り込まれておらず、売買審査を行う上で必要となるデータそのものが不足している状況が認められている。なお、当社は、これを改善するためのシステム修正を行っているが、当該システム修正の結果、必要なデータが全て取り込まれているかどうかについて、未だ検証できていない。

- 売買審査態勢の不備②〔金商法第38条第8号に基づく金商業等府令第117条第1項第20号、金商法第40条第2号に基づく金商業等府令第123条第1項第12号〕：
【平成29年度】

【概要（勧告事案）】

実勢を反映しない作為的な相場が形成されることになることを知りながら有価証券

の売買取引の受託等を行うとともに、関連が疑われる複数の顧客を一体として捉えた売買審査を実施していないなど、売買管理が十分でないと認められる状況であった。

【検査結果の要旨】

当社の歩合外務員 A は、複数の顧客がグループを構成し、買い上がり買付けや終値関与によって、株価を引き上げようとしていることを知りながら、当該顧客らによる一連の買付注文を受託・執行した。

また、売買審査について、関連が疑われる複数の顧客を一体として捉えた売買審査を実施していないほか、自ら抽出した売買審査を行うべき取引について、売買審査の結果に応じた適切な措置を講じていない事例等が複数認められた。

➤ 売買審査態勢の不備③〔金商法第 40 条第 2 号に基づく金商業等府令第 123 条第 1 項第 12 号〕：【平成 30 年度】

【概要（勧告事案）】

市場デリバティブ取引における一部取引について、十分な売買審査が行われていない状況が認められた。

【検査結果の要旨】

当社は、市場デリバティブ取引について、取引システムのプログラム上の不備により、取引の一部（手動での一括取消注文、アルゴリズム取引における分割注文）について、取引データが売買審査システムへ送信されておらず、売買審査の対象となっていない状況が認められた。

また、当社の使用する売買審査システムにおいて、見せ玉形態の取引の抽出に係る閾値について、担当者が発注から注文取消しまでの時間を短い時間に設定変更し、不適切に売買審査の対象を絞り込んでいる状況や売買審査システムに係る設定上の不備により、休日前日の夜間取引が売買審査の対象となっていない状況が認められた。

さらに、当社の売買審査において、不公正取引の疑いがあるとしてアラートが集中して発生しているトレーダーがいるにもかかわらず、当該トレーダーに対する取引意図の確認や取引内容の分析などの対応が行われていない状況が認められた。

上記のような売買管理態勢の下、当社においては、海外グループ会社による長期国債先物に係る相場操縦取引を受託・執行し、当該不公正取引を看過している状況が認められている。

➤ 売買審査態勢の不備④〔内部管理態勢不備に係る指摘〕：【平成 29 年度】

【概要】

自らが行った特定銘柄に係るブロックトレードについて、実効的な売買審査を行っ

ていなかった。

【検査結果の要旨】

当社は、日本取引所自主規制法人より、自らが行った特定銘柄に係るブロックトレードに関して注意喚起を受け、価格形成の観点から問題があるおそれを認識していたにも関わらず、以下のとおり、不十分な対応にとどまっており、実効的な売買審査を行っていない状況が認められた。

ア. 第一線であるフロント部署は、注意喚起後も特段の注意を払うことなく受注・執行を行っているほか、価格形成の観点からの事後的なモニタリングを実施しなかった。

イ. 第二線であるコンプライアンス部は、通常の売買審査業務で手一杯であったことから、注意喚起後もブロックトレードに着目した売買審査を実施していなかった。

ウ. CEO は、ブロックトレードに係るモニタリングの対応状況について、報告を求めなかった。

- 引値保証取引を行う際の対応が不十分な状況〔内部管理態勢不備に係る指摘〕：【平成 27 年度】

【概要】

引値保証取引を行うに際し、取引規模を勘案した注意喚起など必要な対応を講じておらず、引値保証取引に係る管理態勢には問題があるものと認められた。

【検査結果の要旨】

当社は、顧客から日経平均株価構成銘柄の入替えに伴う引値保証取引を複数社から大量に受託し、その反対の引値保証取引を主に他の 1 者との間で行った際に、その取引規模から同者によって相場に過度の影響を与え得る取引が行われる可能性を十分に想定できたにもかかわらず、注意喚起など必要な対応を講じておらず、引値保証取引に係る管理態勢には問題があるものと認められた。

- 法人関係情報に係る管理態勢の不備及び法人関係情報を提供した勧誘〔金商法第 40 条第 2 号に基づく金商業等府令第 123 条第 1 項第 5 号、金商法第 38 条第 7 号に基づく金商業等府令第 117 条第 1 項第 14 号〕：【平成 28 年度】

【概要（勧告事案）】

アナリストが上場会社への取材等で取得した情報について、法人関係情報への該当性について審査がほとんど実施されておらず、また当該取材で取得した法人関係情報を営業員が顧客に提供して勧誘を行っていた。

【検査結果の要旨】

当社は、アナリストが上場会社への個別取材等で取得した情報のうち、非公表のものには法人関係情報が含まれている可能性があるにも関わらず、法人関係情報の該当性については、アナリスト自身の判断に委ねられており、コンプライアンス部署において、審査がほとんど実施されていなかった。

また、当社のAアナリストは、上場会社である甲社に対する個別取材において、公表前の半期の連結業績予想（営業利益）に関する法人関係情報を取得した翌日に、当社営業員1名及び少なくとも1顧客に対し、電話によって同情報を伝達している。そして、同情報の伝達を受けた当該営業員が同日中に、少なくとも33顧客に対し、甲社情報を甲社から公表される前に提供して甲社株式の買付けの勧誘を行っていた。

（留意点）

金商業者は、法人関係情報を入手し得る立場であることから、その厳格な管理等が求められている。

上記の案件においては、上場会社に対する取材によりアナリストが取得した非公表の情報について、法人関係情報該当性の検討を、実質的にアナリスト自身の判断のみに委ねていたことから、法人関係情報該当性の検討がコンプライアンス担当者等によって行われないうちに、当該非公表の情報を対外的に提供しており、その結果として、一部の顧客に対して選択的に法人関係情報が伝達されていた状況は、投資者間の公平性や市場の公正性を歪めるものであり、第一種金融商品取引業者の業務運営の状況として、極めて不適切なものである。

(3) 財産・経理等に係る事項

➤ 分別管理を適切に行っていない状況〔金商法第43条の2第2項〕：【平成27年度】

【概要（勧告事案）】

金融商品取引業に関して顧客から預託を受けた金銭を正確に把握しておらず、分別管理を適切に行っていない状況が認められた。

【検査結果の要旨】

当社は、非上場株式等の売買等に係る業務及びファンドの取得勧誘に係る業務（以下、非上場株式等の売買等に係る業務と併せて「両業務」という。）に関し、顧客から金銭の預託を受け、業務システムを使用して両業務に係る当該金銭の管理を行うとしていたが、当該金銭を正確に算定するために必要となる社内規程や業務システムを整備するなどの内部管理態勢を構築しないまま両業務を運営していたため、当該金銭を正確に把握できておらず、当該金銭について適切な分別管理ができていない状況を継続させていた。

(留意点)

上記の両業務に関し、顧客から金銭等の預託を受けることを業務（有価証券等管理業務）として行う第一種金融商品取引業者には、金融商品取引業務を廃止した場合等に、顧客の預託した金銭が確実に返還されるように分別管理をすることが義務付けられているところ、上記のとおり、顧客から預託を受けた金銭の正確な額を把握していない状況は、金商法第 43 条の 2 第 2 項に違反するものと認められる。

※ 第二種金融商品取引業を行う法人であって、資本金の額が 5000 万円以上である金商業者は、ファンドの出資持分の募集の取扱いに関して、顧客から金銭の預託を受ける場合、銀行口座でファンド出資金であることを名義により明らかにするなどの方法により、当該金銭と自己の固有財産とを分別して管理していることを要件として、金融商品取引業の定義から除かれる（定義府令第 16 条第 1 項第 14 号）。しかし、当社の第二種業務の状況は、上記の要件を満たしていないため、当社が顧客から金銭の預託を受ける行為は、有価証券等管理業務に該当し、有価証券等管理業務として行うべき分別管理の義務に違反するもの。

- 財務の健全性を確保するための十分な経営管理態勢が構築されていない状況〔内部管理態勢不備に係る指摘〕：【平成 29 年度】

【概要】

親会社に対する無利息・無担保での貸付けを長期に亘り繰り返しており、その影響や妥当性等について検討を行っていないなど、財務の健全性を確保するための経営管理態勢に問題が認められた。

【検査結果の要旨】

当社は、自己資本規制比率が長期に亘って低迷しており、目標数値を継続的に下回っている状況の中、親会社からの指示に従って、親会社に対する無利息・無担保での貸付けを長期に亘り繰り返し行っており、自己資本規制比率を含む財務の健全性に与える影響やその妥当性等について、取締役会、経営会議等で議論・検討を行っていないなど、財務の健全性を確保するための経営管理態勢に問題が認められた。

(4) その他業務運営等に係る事項

- 損失補填行為及び専ら投機的利益の追求を目的とした有価証券の売買〔金商法第 38 条第 8 号に基づく金商業等府令第 117 条第 1 項第 12 号、金商法第 39 条第 1 項第 1 号及び第 3 号〕：【平成 29 年度】

【概要（勧告事案）】

当社支店長において、顧客に対する損失補填行為等を行うとともに、専ら自己の有価証券売買益を獲得する目的で、顧客等の取引口座を使用して、国内上場株式の売買取引

を頻繁に行っていた。

【検査結果の要旨】

当社支店長は、顧客1名に対して、損失の補填を事前に約束した上で株式の売買取引を行わせたほか、当該顧客を含む3名の顧客に対して、株式の売買取引において実際に発生した損失を補填するため、自己資金を顧客の取引口座に入金した。

また、専ら自己の有価証券売買益を獲得する目的で、顧客からの借入金を原資として、親族を含む2顧客の取引口座を使用して、自己の計算により、国内上場株式の売買取引を頻繁に行った。

上記の背景として、当社経営陣において、過去の法令違反行為について実効性ある再発防止策を策定・実行していないなど当社の法令等違反行為に係る防止態勢が不十分な状況が認められた。

➤ 引受審査が十分でないと認められる状況〔内部管理態勢不備に係る指摘〕：

【平成30年度】

【概要】

引受審査において、上場予定会社のビジネスの社会性、成長性、安定性といった項目に係る審査が不十分な状況が認められた。

【検査結果の要旨】

当社は、賃貸用不動産等を販売する複数の上場予定会社の引受審査を実施している。

引受審査資料等を確認すると、①当該上場予定会社が想定する顧客層は、必ずしも豊富な資力や不動産投資に係る知識、経験を有する個人ではないこと、②当該上場予定会社は、銀行からの借入金を主な原資として多額かつ長期間の事業への投資を勧誘していること、③当該上場予定会社が顧客に交付した賃貸不動産事業の収支シミュレーションは、収入については大きく下振れするリスク（入居率を高く、賃料の下落率を低く想定等）、また、支出については大きく上振れするリスク（設備更新費、修繕費等を未計上等）を内在していることが伺える。

当該上場予定会社が顧客に提示した収支見通しに内在するリスクが顕在化した場合、不動産投資の知識や資力が乏しい顧客が、収支シミュレーションで示されたキャッシュフローを受領できず、賃貸不動産事業が行き詰ることとなり、こうした顧客の実態が流布される結果、当該上場予定会社のビジネスモデルの危うさが広く認知されること等によって、当該上場予定会社のビジネス展開が困難となるリスクに直結するが、当社は、引受審査の過程において、このような観点からの検討を十分行っていない。

このような当社の引受審査は、公開適格性（事業の適法性及び社会性）や業績の見通し（企業の成長性及び安定性）といった項目に係る審査が不十分である。

- マネロン等リスクに係る管理態勢の不備〔内部管理態勢不備に係る指摘〕①：【平成 30 年度】

【概要】

なりすまし等調査の対象抽出が社内規則に則って行われておらず、また、なりすまし等調査の方法や問題口座の取引停止措置等の実施状況が不適切な状況が認められた。

【検査結果の要旨】

当社コンプライアンス部門は、コンプライアンス責任者等の承認を得ることなく、社内規程に定められた、なりすまし等調査に係る抽出基準を変更することで、調査対象を絞り込み、調査対象が大幅に減少している状況が認められた。

また、当社は、異住所で同一電話番号・同一メールアドレスの口座を対象になりすまし等調査を行っており、非対面取引を所管する営業部門であるカスタマーサポートセンターの内部管理責任者は、オペレーターに対して、登録されている電話番号等を変更させることが目的であると受け取られかねない不適切な指示を発出していた。

さらに、当社は、なりすましの疑いがある等の問題が認められた口座に係る取引停止措置やその解除の権限を、統括管理者ではなく、営業部門であるカスタマーサポートセンターに委ね、同センターでは、なりすまし等調査の対象顧客に連絡がとれなかったとして、取引停止措置を実施しなかったことや、社内規程上の取引停止措置解除の要件である、本人確認書類の受入れ及び取引時確認の実施を行わないまま電話確認のみをもって取引停止措置を解除するなど不適切な状況が認められた。

（留意点）

上記問題の発生原因は、当社のカスタマーサポートセンター長において、なりすまし等調査の趣旨についての理解が欠けており、なりすましの疑い等の問題が認められた口座に対し、厳格な管理を行うことの重要性についての認識が欠けていたことや、コンプライアンス部門によるカスタマーサポートセンターに対する監督・指導がいずれも十分でなかったことにある。

- マネロン等リスクに係る管理態勢の不備〔内部管理態勢不備に係る指摘〕②：【平成 30 年度】

【概要】

当社のリスクに応じた顧客管理が行われていないなど、マネロン等リスクに係る管理が適切に行われていない状況が認められた。

【検査結果の要旨】

当社では、例えば以下のとおり、当社のリスクに応じた顧客管理が行われていないなど、マネロン等リスクに係る管理が適切に行われていない状況が認められた。

- ・ ケイマン諸島等の地域に居住する者との取引を国際通貨基金が公表するオフショア金融センターリストに掲載されているなどの理由からリスク評価書上のリスクを「高」と位置づけているが、これらの地域の法人顧客はいずれも通常の顧客として扱っている。
- ・ 疑わしい取引の届出先は、リスクを「高」と位置づけているが、当該届出を行ったにもかかわらず通常の顧客として扱っている顧客が多数存在する。
- ・ 現金取引は特殊な場合を除いて行わないことを理由にそのリスクは「中」と位置づけているが、実際には、高額な現金取引等が行われており、コンプライアンス統括部等もこれを容認していた。

また、異名義振替の一覧表等を作成・保有していないため、当社において異名義振替の発生状況（件数・内訳等）を把握しておらず、事後的なモニタリングも行われていなかった。さらに、異姓・異名義の口座間での数千万円相当の株式振替を、顧客からの委任状に基づき、原因不明のまま行っている事例があるなど、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与に係るリスク管理の観点からの内容確認が確保されていなかった。

- マネロン等リスクに係る管理態勢の不備〔内部管理態勢不備に係る指摘〕③：【平成 29 年度】

【概要】

外国 PEPs への該当性の確認態勢に不備が認められた。

【検査結果の要旨】

当社は、顧客の外国 PEPs 該当性について、ウェブサイトのログイン画面上で顧客に申告させる方法等により、確認を行うこととしていた。しかし、担当者が業務繁忙等により確認作業を失念しており、また、検査において指摘を受けるまで、確認作業が放置されていることを認識していなかったなど、外国 PEPs 該当性の確認態勢について不備が認められた。

- システムリスク管理態勢の不備①〔金商法第 40 条第 2 号に基づく金商業等府令第 123 条第 1 項第 14 号〕：【平成 27 年度】

【概要（勧告事案）】

システム障害の管理の状況は、システム障害の件数、顧客影響数及び原因分析や、改

善・再発防止策などの実施状況を正確に把握できていない状況になっており、また、発生した障害の原因を分析し、それに応じた再発防止策を講じることができる態勢とは認められない状況となっている。さらに当局にシステム障害が報告されていない事例や適時に顧客に告知していない事例が認められるなど、極めて不適切な状況にあるものと認められたほか、システム開発の管理不備、システムに関する内部監査が機能していない状況が認められた。

【検査結果の要旨】

○ システム障害の管理が極めて不適切な状況

当社のシステム障害の管理の状況は、発生日時や事象の異なる複数のシステム障害が1件にまとめられ、実際に発生したシステム障害件数よりも大幅に少ない件数が執行役等に報告されており、執行役等もこれを容認していることなど、システム障害の件数、顧客影響数及び原因分析や、改善・再発防止などの実施状況を正確に把握できない状況となっているほか、金融庁長官に報告されるべき多くのシステム障害が報告されていない事例や、システム障害の発生を適時に顧客に告知していない事例が認められるなど、極めて不適切な状況にあるものと認められた。

○ システム開発の管理の不備

当社のシステム開発の管理は、システム開発における品質管理を定めたガイドラインにおいて、基本的なテスト項目に漏れがあることから、開発工程におけるプログラム不具合等をテストで検出できておらず、品質管理が不十分なものになっており、開発後に顧客に影響を及ぼす多数のシステム障害が発生していることなどの不備が認められた。

○ 内部監査が機能していない状況

システムの実務運営上の問題を検出するだけの知識を有する監査要員が不足しており、また、実際にはシステム開発における品質管理や進捗管理に係る検証を実施していないにもかかわらず、これらについておおむね問題ないことを確認した旨を取締役会等に報告していた。

(留意点)

業務基盤がシステムにより担われている金商業者において、システムが安全かつ安定的に稼働することは、金融商品市場及び金商業者に対する信頼を確保するための大前提であり、システムリスク管理態勢の充実強化は極めて重要である。

当社の状況は、法令が求める「金融商品取引業等に係る電子情報処理組織の管理」が「十分」だと言い得る水準に達しておらず、また、システム障害発生時における顧客への告知や当局への報告等が行われていないなど、投資者保護上及び監督行政上の問題が大きいと認められる。

➤ システムリスク管理態勢の不備②〔内部管理態勢不備に係る指摘〕：【平成 30 年度】

【概要】

グループ会社に主要なシステム開発・運用を委託しているところ、サイバー攻撃を受けた場合に顧客情報の漏えいを検知できないほか、顧客口座に係るアカウントハッキング攻撃への対策が不十分であるなどサイバーセキュリティ管理態勢に係る不備が認められた。

【検査結果の要旨】

当社は、システム内製化として、システム開発・運用の主要な委託先を外部からグループ会社に移管しているが、当社の顧客情報にリモートアクセスしているグループ会社について、機密情報漏えい対策の対象外とするほかログの点検状況を把握していないほか、グループ会社がサイバー攻撃を受けた場合に顧客情報の漏えいを検証・検知できないなど、顧客口座に係るアカウントハッキング攻撃への対策が不十分であり、サイバーセキュリティ管理態勢に係る不備が認められた。

- また、サイバー攻撃の種類ごとのコンティンジェンシープランが未策定のほか、当該プランにシステム内製化に伴うデータセンターの変更を反映しておらず、システム障害発生時において当該プランに実効性がなく、危機管理態勢に不備が認められた。

➤ 金融商品仲介業者の事故を踏まえた改善策を実施していない状況〔内部管理態勢不備に係る指摘〕：【平成 28 年度】

【概要】

金融商品仲介業者の事故を踏まえた改善策を実施していない状況が認められた。

【検査結果の要旨】

当社は、所属金融商品仲介業者（以下「仲介業者」という。）における法令違反行為の発生を受け、当局からの報告徴取命令に対して、仲介業者の管理強化のため、当社職員による同伴外交を少なくとも半期に一度は行うこととし、また、仲介業者・歩合外務員等を担当する部署を設置して、仲介業者・歩合外務員等の契約・届出関係等の業務管理を担当させる旨報告している。

しかし、当社の改善策は、一部実施されないまま放置されており、改善に向けた当社の取り組みは不十分な状況なものと認められた。

2 第二種金融商品取引業者

(1) 顧客勧誘の状況に係る事項

- ファンドの取得勧誘に関し、虚偽の表示をする行為〔金商法第 38 条第 9 号に基づく金商業等府令第 117 条第 1 項第 2 号〕：【平成 30 年度】

【概要（勧告事案）】

ファンドの取得勧誘に際し、ウェブサイト上の募集ページにおいて、当該出資金の貸付先が関与する事業、資金使途及び返済原資等に関し、虚偽の表示を行っていた。

【検査結果の要旨】

当社は、ファンドの取得勧誘に際し、当社ウェブサイト上の募集ページにおいて、当該出資金の貸付先が関与する事業、資金使途及び返済原資等に関し、除染事業や高速道路事業、それらに係るコンサルティング業務によるものとする表示を行った。

しかしながら、上記の事業について、そもそも事業が存在していないものや、貸付先が当該事業の発注を受けた事実がなく、取得勧誘時の表示のような、事業を前提とした資金使途のための貸付けは当初から行われていないなど、虚偽の表示を行っていた。

- ファンドの取得勧誘に関し、重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為〔金商法第 38 条第 9 号に基づく金商業等府令第 117 条第 1 項第 2 号〕：【平成 30 年度】

【概要（勧告事案）】

ファンドの取得勧誘に際し、ウェブサイト上の募集ページにおいて、当該出資金の貸付先が関与する事業、資金使途及び返済原資等に関し、重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示を行っていた。

【検査結果の要旨】

当社は、ファンドの取得勧誘に際し、当社ウェブサイト上の募集ページにおいて、「初年度売上 30 億円をボトムラインとして継続成長が計画されている売上規模となる」と、あたかも 30 億円の売上が予定されているかのような表示を行った。

しかしながら、この金額については何らの根拠の無いものであり、「ファンドの返済原資の調達源となる燃料卸売事業の売上高」という重要な事項について、最低でも 30 億円の売上が予定されているかのような誤解を生ぜしめるべき表示となっていた。

- ファンドの取得勧誘に係る重要な事項に関する誤解表示〔金商法第 38 条第 8 号に基づく金商業等府令第 117 条第 1 項第 2 号〕：【平成 29 年度】

【概要（勧告事案）】

ウェブサイト上等の表示において、貸付先の審査状況や担保物件の評価等の重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示を行っていた。

【検査結果の要旨】

当社は、ファンドの貸付先の審査状況に関し、ウェブサイトにおいて「当社は、借入申込者の信用力を厳密に評価します。提出書類（決算書・事業計画書・収支計画書など）に基づき融資の可否を判断します。」等、慎重な手続きによって貸付先の審査が行われている旨を表示しているが、貸付先より提出された財務諸表において、純利益や純資産が水増しされているにもかかわらず、これを看過していたほか、貸付先において借入金の返済が困難な状況となっていることを認識したにもかかわらず、その後もファンドの募集を継続しているなど、慎重な手続きによって貸付先の審査が行われているとは認められない状況にあった。

また、ファンドの貸付先が保有する不動産の担保物件に関し、ファンドに係る「不動産価格調査報告書」をウェブサイトに掲載しているが、当該報告書は、正式な不動産鑑定評価を行った上で作成されたものではなく、対外的に公表できない不動産価格をウェブサイト上に掲載し、ファンド出資持分の募集を行っていた。

➤ 著しく事実に相違する表示等のある広告〔金商法第 37 条第 2 項〕：【平成 28 年度】

【概要（勧告事案）】

不動産開発事業に融資を行う匿名組合出資の広告において、投資者の利益の見込みについて著しく事実に相違する又は誤認させるような表示を行っていた

【検査結果の要旨】

当社は、ウェブ広告において、(1) 不動産開発事業を行う SPC にメザニンローンを行う匿名組合出資に関して、実際には、当該匿名組合から当該 SPC ヘメザニンローンとエクイティ出資が行われており、「エクイティ」は当該匿名組合以外からの出資はごく僅かであったにもかかわらず、「SPC（特別目的会社）のメザニンとして6億円の融資を実行します」と表示し、不動産開発事業のリスク説明として、「プロジェクトの継続が困難になった場合」と題した図では、当該匿名組合が融資したメザニンローンは、あたかも他の事業者による「エクイティ」出資によって毀損しない旨の表示を行い、投資者の利益の見込みについて著しく人を誤認させる表示を行っていた。

また、(2) 顧客に対し手数料等の還元を一切行っていない中、「手数料還元お客様キャンペーン」など営業者報酬等の還元を謳った表示を行い、顧客が支払うべき手数料等の額について著しく事実に反する表示を行っていた。

(2) ファンド出資金の管理に係る事項

- 当社の管理上の問題点及びファンド資金が流出している状況〔金商法第 51 条〕：
【平成 30 年度】

【概要（勧告事案）】

ファンド資金の使途とされる事業の実態を十分確認せずに取得勧誘を行い、貸付後のモニタリング等も行っておらず、ファンド資金の一部が流出していた。

【検査結果の要旨】

当社は、ファンド資金の資金使途とされる事業の実態を十分確認することなく、ウェブサイト上に資金使途や返済原資等を具体的に表示し、取得勧誘を行っていた。

また、当社は、各ファンドについて貸付実行後のモニタリング等を行っておらず、貸付金がウェブサイトに表示した資金使途どおりに使用されているかについて十分な確認を行っていなかった。その結果、ファンド資金の一部が、当社取締役が実質的に支配する法人に流出していた。

- 業務改善命令に違反している状況〔金商法第 52 条第 1 項第 7 号〕：【平成 30 年度】

【概要（勧告事案）】

前回検査において、分別管理が確保されていないにもかかわらずファンドの出資持分の取得勧誘を行っていた等の法令違反行為が認められ、金商法第 51 条の規定に基づき、業務改善命令が発出された。

当社は、同命令を受け、改善報告書を当局に提出しているものの、記載した改善策を実行していなかった。

【検査結果の要旨】

当社は、前回検査において、前社長が一人で資金管理業務を行っていたこと等に起因して、分別管理が確保されていないにもかかわらずファンドの出資持分の取得勧誘を行っていた等の法令違反行為が認められ、金商法第 51 条の規定に基づき、業務改善命令が発出された。

当社は、同命令を受けて、前社長を資金管理業務に一切関与させない旨を改善策とする改善報告書を当局に提出したものの、実際には前社長単独で資金管理業務が行われている状況が継続し、他の取締役や内部管理統括責任者においても、その状況を認識していたが、これを放置し、他の役職員により前社長の資金管理状況を事後的にチェックする仕組み等も構築しなかった。

さらに、当社は、分別管理のために、ファンド毎に預貯金口座を開設するとともに、新たに社内規程を策定し、分別管理の適切な実施のための態勢を整備する旨を改善策

としたものの、実際には出資金と営業者固有の財産を区分した経理（以下「区分経理」という。）が行われておらず、さらに当社コンプライアンス部において検証等する旨を改善策として報告書に記載していたにもかかわらず、いずれについても実施されておらず、上記の区分経理が行われていない状況を看過していた。

- 出資金の流用を知らずながら匿名組合契約に基づく権利の私募の取扱いを行っている状況〔金商法第40条の3の2〕：【平成28年度】

【概要（勧告事案）】

ファンド出資金が流用されていることを知らずながら、ファンドの私募の取扱いを行っていた。

【検査結果の要旨】

当社は、ファンド組成を主導していたA社に対し、顧客から集めた出資金の一部を販売協力金名目で支払うことを取り決め、本件合意に基づき、ファンドの営業者等に対して、顧客から集めた出資金の一部をA社に送金するよう指示していたほか、ファンド出資金の一部を当社社員の給与の支払い等に費消していた。

当社は、このようにファンド出資金が流用されていることを知らずながら、私募の取扱いを継続していた。

3 投資運用業者

○ 業務運営に係る事項

- 投資一任業務に係る投資者保護上問題のある業務運営：【平成 28 年度】

【概要（勧告）】

業務改善命令に対する再発防止策の実施等が不十分な状況であり、投資一任業務に係る投資者保護上問題のある業務運営を行っていた。

【検査結果の要旨】

当社は、前回検査において投資一任契約に係る善管注意義務違反が認められたことから業務改善命令を受け、投資一任契約において運用する金融商品等のモニタリング体制を構築すること等を内容とした再発防止策を金融庁長官に提出している。

しかし、当社は、当該再発防止策において、投資一任契約において運用している金融商品の運用状況及び運用委託先の運用体制に関するモニタリングを年次で継続的に実施するとしていたが、形式的なチェックにとどまり、不十分なモニタリングを継続していた。

- 鑑定評価を行わせる際の対応が不十分な状況〔内部管理態勢不備に係る指摘〕：【平成 27 年度】

【概要】

利害関係人からの不動産鑑定業者への情報等の提供状況に係る確認や、提供された情報等の鑑定評価への反映状況の検証を行わないまま投資法人に不動産信託受益権を取得させていた。

【検査結果の要旨】

当社は、投資法人に対して、利害関係人から不動産信託受益権を取得させるに当たって、不動産鑑定業者に対して鑑定評価を依頼する際に、当該利害関係人が不動産鑑定業者と折衝して鑑定評価に係る資料を当初提供していたにもかかわらず、当社は、資産運用会社として、当該利害関係人から不動産鑑定業者に必要な情報が提供されているかを確認せず、情報等の提供状況を適切に管理していない。また、当社は、提供された情報等の鑑定評価への反映状況につき必要な検証を行わないまま、当該投資法人に不動産信託受益権を取得させていた。

4 投資助言・代理業者

(1) 顧客勧誘の状況に係る事項

- 金融商品取引契約の締結の勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げる行為〔金商法第38条第1項〕：【平成30年度】

【概要（勧告事案）】

電話及びメールマガジン等を用いて虚偽の内容を告げて投資顧問契約の締結の勧誘を行った。

【検査結果の要旨】

① 電話勧誘における虚偽告知

当社代表は、見込顧客に対する電話勧誘において、投資助言の実績がない銘柄について、虚偽の内容を告げて投資顧問契約の締結の勧誘を行った。

② メールマガジン等における虚偽告知

当社は、見込顧客に対して送信したメールマガジン等において、実際には特別な情報を入手していないにもかかわらず、虚偽の内容を告げて投資顧問契約の締結の勧誘を行った。

- 金融商品取引契約の締結の勧誘に関して、重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為①〔金商法第38条第9号に基づく金商業等府令第117条第1項第2号〕：【平成30年度】

【概要（勧告事案）】

見込顧客に対して送信したメールマガジンにおいて、誤解を生ぜしめるべき表示を行い、投資顧問契約の締結の勧誘を行った。

【検査結果の要旨】

当社は、見込顧客に対して送信したメールマガジンにおいて、投資助言後の一部期間における株価上昇率を取り出し、これをあたかも投資助言後の全ての期間を通じた実績であるかのような誤解を生ぜしめるべき表示を行い、投資顧問契約の締結の勧誘を行った。

このような法令違反行為が行われた背景として、当社代表が、低迷する売上げを回復させることを優先し、代表自らが法令違反行為を行うなど投資者保護を一顧だにしない営業を推進し、また全役職員の法令等遵守意識が著しく欠如していたことがあったものと認められる。

- 金融商品取引契約の締結の勧誘に関して、重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為②〔金商法第 38 条第 9 号に基づく金商業等府令第 117 条第 1 項第 2 号〕：
【平成 30 年度】

【概要（勧告事案）】

見込顧客に対して送信したメールマガジンにおいて、誤解を生ぜしめるべき表示を行い、投資顧問契約の締結の勧誘を行った。

【検査結果の要旨】

当社は、無料のメールマガジンの配信を申し込んだ者に対し、投資助言後の一部期間における株価上昇率を取り出し、これをあたかも助言後、短期間で急騰したかのような表示等を行って、投資顧問契約の締結の勧誘を行った。

このような法令違反行為が行われた背景として、当社代表取締役や管理本部責任者の営業推進を最優先し、法令等遵守意識が欠如していることにあるものと認められる。

- 金融商品取引契約の締結の勧誘に関して、著しく事実に相違する表示又は著しく人を誤認させるような表示のある広告をする行為③〔金商法第 37 条第 2 項〕：【平成 28 年度】

【概要（勧告事案）】

投資助言業者をランキング形式で掲載するウェブサイトにて、あたかも当社が第三者の客観的な評価、分析により優良な投資助言業者であると格付けされたかのような著しく投資者を誤認させる表示を行わせていた。

【検査結果の要旨】

当社は、投資助言業者をランキング形式で掲載するウェブサイトにて当社の広告を掲載させていたが、当該サイトはこれを運営する広告会社と当社との契約により、当社が必ず上位にランキングされる仕組みとなっており、第三者による口コミ等の評価等に基づくランキングではないことが認められた。

当社の上記広告は、あたかも当社が第三者の客観的な評価、分析により優良な投資助言業者として格付けされたかのように、当該サイトを閲覧した投資者に対し著しく誤認させるような表示であると認められる。

- 顧客に対し、虚偽のことを告げる行為及び不確実な事項について断定的判断を提供し、金融商品取引契約の締結の勧誘をする行為〔金商法第 38 条第 1 号、2 号〕：
【平成 28 年度】

【概要（勧告事案）】

顧客に対し、実際には入手していない情報を入手しているとする虚偽の内容や必ず

利益が上がる旨を伝えて投資顧問契約の締結の勧誘行為を行っていた。

【検査結果の要旨】

○ 顧客に対し虚偽のことを告げる行為

当社は、当社が運営する投資助言サイトに無料会員登録した者等（以下「見込顧客」という。）に対して電子メールを配信する方法によって投資顧問契約の締結の勧誘を行っているところ、当該メールに、当社が、仕手筋に関する情報を入手した旨をうたっていたが、実際にはこれらの情報を入手しておらず、虚偽の内容を告げて投資顧問契約の締結の勧誘を行っていた。

また、投資顧問契約の人数を限定する意思がないにもかかわらず、見込顧客に対し「●名様のみ」等、人数を限定しているかのような虚偽の内容を当該メールに記載し、勧誘を行っていた。

○ 顧客に対し、不確実な事項について断定的判断を提供し、金融商品取引契約の締結の勧誘をする行為

当社は、見込顧客に配信した電子メールにおいて、「目標株価2倍は確定済み」などと、不確実な事項について必ず利益が上がる旨を告げ、投資者の投資意欲をあおった勧誘を行っていた。

- 金融商品取引契約につき顧客に対し特別の利益を提供する行為〔金商法第38条第7号に基づく金商業等府令第117条第1項第3号〕：【平成27年度】

【概要（勧告事案）】

投資顧問契約の締結に際し、投資顧問料の支払いを免除することにより利益を提供した。

【検査結果の要旨】

当社は、適格機関投資家等特例業務として運営を行っていたファンドを清算し、同業務を廃止した後、ファンドに投資していた顧客のうち5名に対して、当社との取引を継続してもらうことを意図し、平成23年10月頃、投資顧問料の支払いについて一定の期間、免除することを提案した。

当社は、上記提案に応じた顧客4名との間で投資顧問契約を締結し、3年以上もの間にわたって、当該顧客4名の投資顧問料の支払いを免除することにより合計約147万円に相当する利益を提供した。

（留意点）

投資顧問料について、顧客ごとに異なる額を定めるとしても、一定の料率表に基づく等の合理的な理由があるような場合には必ずしも問題があるものではないと考えられる。

しかし、当社における上記の行為は、ファンドに投資していた5名と今後も取引を継続してもらうことを意図して、合理的な理由なく投資顧問料の支払いの免除を提案し、その結果、4名と投資顧問契約を締結したものである。

当社は、同様の取引条件にある他の顧客に対しては、こうした支払いの免除を提案することなく、当該4名のみに対して3年以上もの間にわたって投資顧問料の支払いの免除を行っていたことから、「特別の利益」の提供に該当するものと判断した。

(2) 内部管理態勢に係る事項

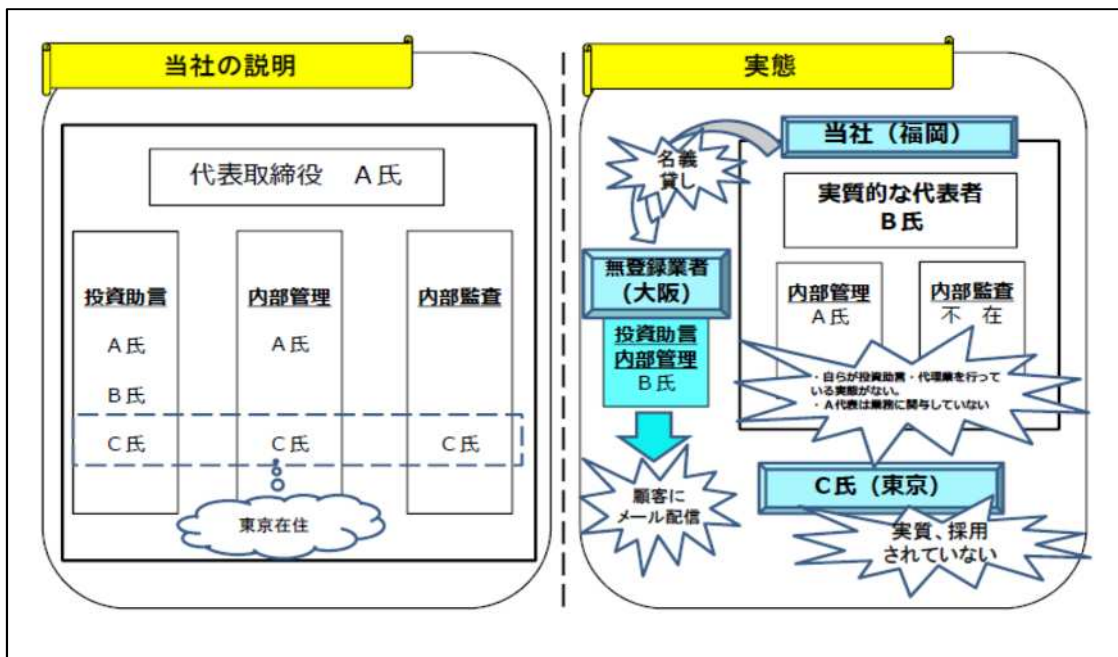
- 投資助言・代理業を適確に遂行するに足りる人的構成が確保されていない状況及び投資助言・代理業を適確に遂行するための必要な体制が整備されていない状況①〔金商法第52条第1項第1号（同法第29条の4第1項第1号ホ及び同号ヘに該当することとなったとき）〕：【平成30年度】

【概要（勧告事案）】

無登録業者に名義を貸すだけで、自らが投資助言・代理業を行っている実態がなく、業務を適確に遂行できる状況にない。

【検査結果の要旨】

当社は、無登録業者に名義を貸すだけで、自らが投資助言・代理業を行っている実態がないなど、投資助言・代理業を適確に遂行するに足りる人的構成が確保されておらず、また、投資助言・代理業を適確に遂行するための必要な体制が整備されていない。



- 投資助言・代理業を適確に遂行するに足りる人的構成が確保されていない状況②〔金商法第 52 条第 1 項第 1 号（同法第 29 条の 4 第 1 項第 1 号ホに該当することとなったとき）〕：【平成 30 年度】

【概要（勧告事案）】

無登録業者に名義を貸すだけで、業務を行っておらず、唯一の常勤役職員に法令遵守意識が欠如しているなど、業務を適確に遂行できる状況にない。

【検査結果の要旨】

当社は、業務のほとんどを無登録業者に名義を貸して行わせている状況にあり、当社の B 代表は、こうした状況が名義貸しに該当することを認識しながら、収益の確保を優先し、当該状況を継続していた。

当社は、唯一の常勤役職員である B 代表の法令等遵守意識が欠如しており、投資助言・代理業を適確に遂行するに足りる人的構成が確保されていないものと認められる。

- 金融商品取引業を適確に遂行するに足りる人的構成を有しない状況③〔金商法第 52 条第 1 項第 1 号（同法第 29 条の 4 第 1 項第 1 号ホに該当することとなったとき）〕：【平成 27 年度】

【概要（勧告事案）】

当社は、代表取締役及び当社の業務を実質的に支配し、同業務を全て執行している A 氏の法令等遵守意識及び投資者保護意識が著しく欠如しており、多くの法令違反行為等が認められた。

【検査結果の要旨】

当社の代表取締役及び当社を実質的に支配し業務を全て執行している A 氏は、法令等遵守意識及び投資者保護意識が著しく欠如しているため、実態と異なる内容を記載した登録申請書を基に登録を受け、申請した内容と異なる業務を行うとともに、十分な根拠を有しない助言を行ったほか、複数の法令違反行為等を行っていることから、当社の状況は、「金融商品取引業を適確に遂行するに足りる人的構成を有しない者」に該当するものと認められた。

- 役職員が顧客取引を利用して自己の利益を図る目的をもって行う投資助言行為及び自己取引を防止する態勢が構築されていない状況〔金商法第 51 条〕：【平成 29 年度】

【概要（勧告事案）】

当社役職員において、顧客取引を利用して自己の利益を図る目的をもって投資助言行為が行われていたほか、役職員の不適切な株式取引を防止するための管理態勢が何

ら構築されていなかった。

【検査結果の要旨】

当社における投資判断者が、以下のとおり顧客取引を利用して自己の利益を図る目的での投資助言行為を行っていた。

- ・ 自らの担当顧客等の買付けにより短期的な株価上昇を期待できる出来高の少ない銘柄を選定。
- ・ 上記で選定した銘柄を自己名義の証券口座で買い付け。
- ・ 自らの指示通りに売買を行ってくれる複数の顧客に対して、自らの意図するタイミングで買付けを発注するよう投資助言を行うことにより株価を引き上げさせる。
- ・ 自らの発注を意図的に顧客の発注と対当させるなどして売り抜けることにより、利益を得る。

また、当社は、役職員が顧客取引を利用して自己の利益を図るなどの不適切な株式取引を防止するための社内規程等を明文化していないなど、役職員の株式取引を把握・管理するための管理態勢を何ら構築していないほか、助言の内容を記載した書面を作成・保存するよう指導を徹底していなかったことにより、当該行為を把握できていないなど、役職員による不適切な自己取引の未然防止や早期発見のための業務運営態勢が構築されていない状況となっていた。

- 有価証券の売買について、作為的に値付けをすることとなる取引を行うことを内容とした助言をする行為〔金商法第 41 条の 2 第 6 号に基づく金商業等府令第 126 条第 2 号〕：【平成 29 年度】

【概要（勧告事案）】

無登録業者等と共同して、買い推奨を行った銘柄の株価を急騰させて当社や無登録業者等の銘柄分析能力が優れていると思わせ、顧客獲得等に繋げる目的で、複数の顧客に対し、同時に同一銘柄の株式の買い推奨を行っていた。

【検査結果の要旨】

当社は、無登録で投資助言業務を行っている業者及び他の投資助言・代理業者（無登録業者等）と共同して、買い推奨を行った銘柄の株価を急騰させて当社や無登録業者等の銘柄分析能力が優れていると思わせ、顧客獲得等に繋げる目的で、以下の手法により、複数の顧客に対し、同時に同一銘柄の株式の買い推奨を行っていた事実が認められた。

- ・ 当社及び無登録業者等の従業員が協議の上、同時に買い推奨を行う銘柄及び買い推奨を行う日時を決定。

- ・ 推奨予定日になると、買い推奨の対象となる顧客に対して買い推奨を行う予定時刻を伝え、その時刻にすぐには買付けができるように備えておいてほしい旨伝える。
- ・ 予定時刻の直前に最終的な推奨銘柄を決定した上、対象顧客に一斉に銘柄推奨のメールを配信するとともに、電話による買い推奨を行う。

また、上記の買い推奨を行う一方で、新規顧客に対しては、推奨銘柄の株価の推移に注目しておくようにあらかじめ伝え、上記の結果、株価が一時的に急騰した場合には、自社の銘柄分析能力が優秀であるかのように振る舞い、新規契約の勧誘を行っていた。

- 上場会社による虚偽有価証券届出書の提出への加担等〔金商法第 51 条〕：【平成 27 年度】

【概要（勧告事案）】

当社は、A 社による増資に関し、A 社から本件増資の引受先を紹介した者として当社の名義を貸すことについての要請を承諾し、A 社が行った有価証券届出書の虚偽記載に加担したものと認められた。

【検査結果の要旨】

当社は、上場会社の資金調達に関する業務において、上場会社である A 社による増資に関し、同社から本件増資の引受先を紹介した者として当社の名義を貸すことについての要請を承諾し、A 社の虚偽の有価証券届出書を容認した上、当該届出書に記載された内容に反する行為を継続していた。当社の行為は、A 社が行った有価証券届出書の虚偽記載に加担したものと認められる。

- 前代表による会社資産の私的費消等〔金商法第 51 条及び同法第 47 条の 2〕：【平成 30 年度】

【概要（勧告事案）】

代表取締役等の地位にある者が、長期間にわたって会社資産を費消し、その結果、当社の財務に多大な影響を及ぼす状況となっており、投資顧問契約を締結した顧客に影響を及ぼしかねない状況となっている。

【検査結果の要旨】

当社前代表は、代表取締役就任時から、経理業務全般も兼任し、当社の預金管理、支払業務全般、決算書類の作成等の業務を一人で行っており、代表取締役に就任以降、当社の預金口座から毎月多額の出金をし、これを私的な遊興費等に費消していた。

また、当社は、その事実を隠蔽した虚偽の決算書類を作成し、当該決算書類を含む事業報告書を関東財務局長に提出した。

上記のとおり、当社では、役職員による不正行為を未然に防止するための業務運営態勢が構築されていないため、代表取締役等の地位にある者が、今回検査において発覚するまでの間にわたって会社資産を費消していた。その結果、当社の財務に多大な影響を及ぼす状況となっており、ひいては、安定的な業務運営を困難ならしめ、投資顧問契約を締結した顧客に影響を及ぼしかねない状況となっている。

(3) 無登録業者に名義貸し等を行っている状況

➤ 無登録業者に対する名義貸し〔金商法第36条の3〕：【平成30年度】

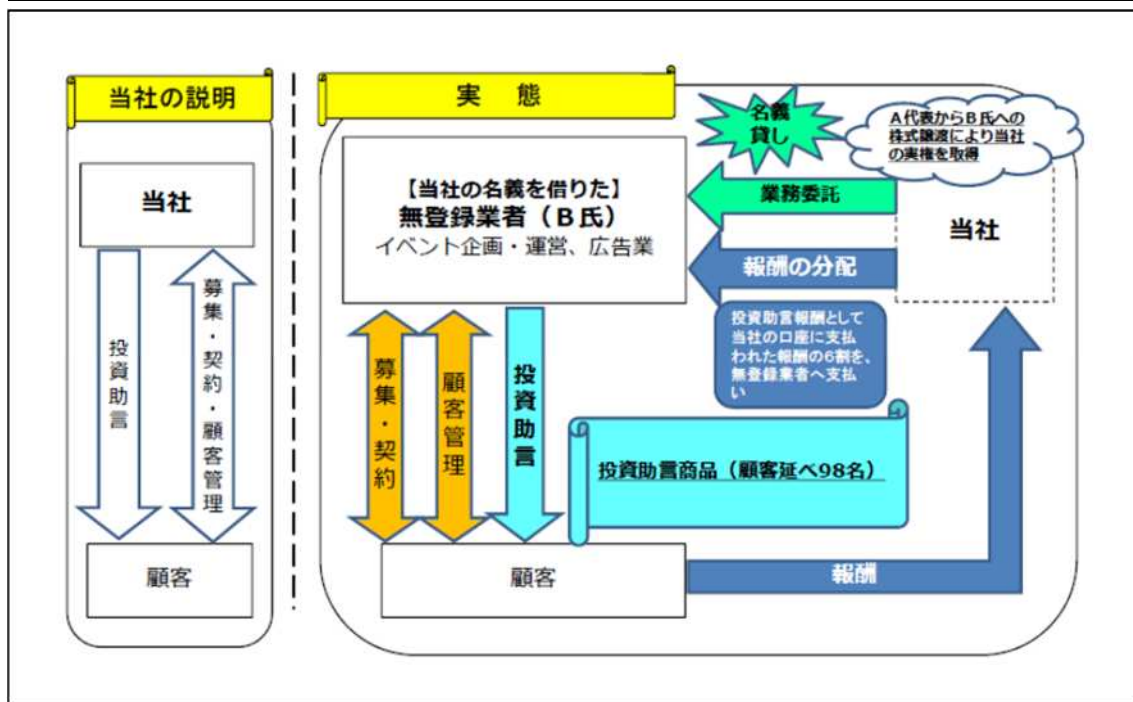
【概要（勧告事案）】

当社の名義をもって、無登録業者に投資助言・代理業を行わせた。

【検査結果の要旨】

当社は、当社の名義をもって、B氏が実質的な代表を務める無登録業者に投資助言・代理業を行わせた。

無登録業者は、オプション取引及び外国為替証拠金取引に係る売買のタイミングや価格等を電子メールで配信する方法により投資助言行為を行った。



➤ 無登録業者に対する名義貸し〔金商法第36条の3〕：【平成30年度】

【概要（勧告事案）】

当社の名義をもって、無登録業者に投資助言・代理業を行わせた。

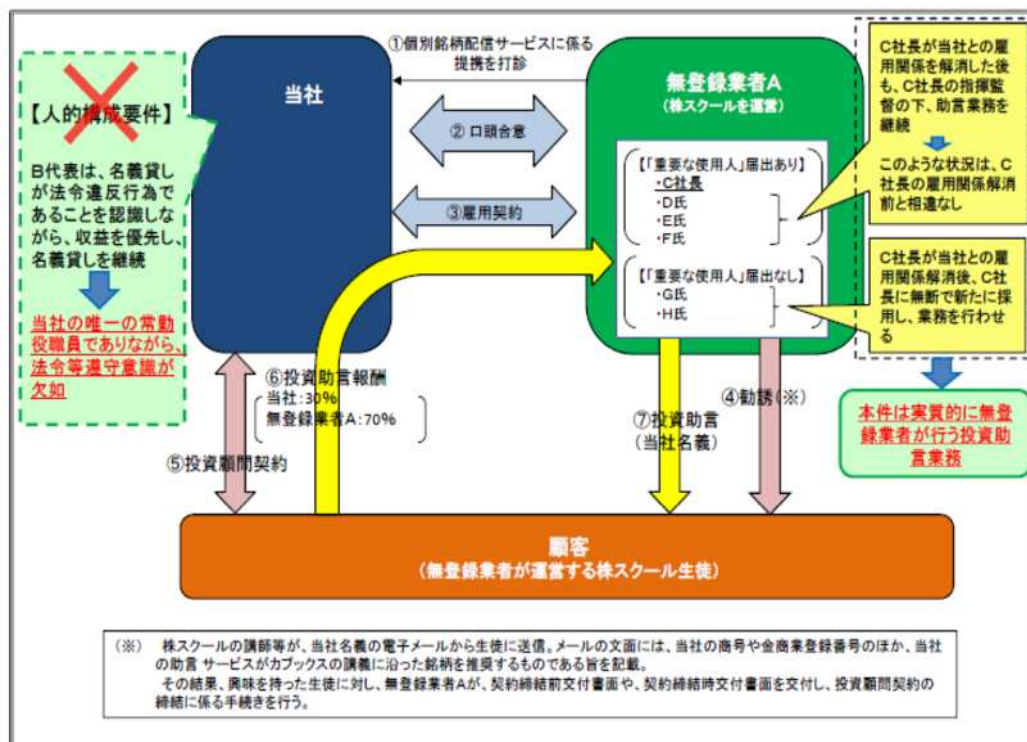
【検査結果の要旨】

当社は、当社名義をもって、C氏が実質的な代表を務める無登録業者に投資助言・代理業を行わせた。

無登録業者は、オプション取引及び外国為替証拠金取引に係る売買のタイミングや価格等を電子メールで配信する方法により投資助言行為を行った。

当社は、無登録業者の関係者4名を当社の助言分析を行う等の重要な使用人として東海財務局長に届け出た上で、投資助言・代理業を行わせていた。

しかし、当社は、無登録業者の関係者4名が行う投資助言行為に全く関与しておらず、当該4名は、無登録業者のC社長の指揮監督の下、投資助言行為を行っていたなど、当社の重要な使用人であるとの外観を装ったに過ぎず、無登録業者に対し、当社名義をもって投資助言・代理業を行わせていたものと認められる。



➤ 投資者保護上重大な問題のある業務運営〔金商法第52条第1項第10号〕:

【平成29年度】

【概要（勧告事案）】

当社の代表取締役が、無登録業者のトップの地位にあり、無登録での投資助言業務を主導するとともに、当社従業員を無登録業者の投資助言業務に従事させていた。

【検査結果の要旨】

当社の代表取締役は、無登録で投資助言業務を行っている業者（無登録業者）において「社長」と称される地位にあり、無登録での投資助言業務を主導していた。

また、代表取締役は、当社の従業員を無登録業者の投資助言業務（顧客との面会や電話による投資顧問契約の締結を勧誘業務等）に従事させていた。

5 適格機関投資家等特例業務届出者

(1) 無登録で金融商品取引業を行っている状況

- 無登録で第二種金融商品取引業及び投資運用業を行っている状況〔金商法第 29 条〕：
【平成 28 年度】

【概要（勧告事案）】

適格機関投資家等特例業務の要件を満たさないまま、ファンドの匿名組合契約に基づく権利の取得勧誘及び運用を行っていた。

【検査結果の要旨】

当社は、適格機関投資家等特例業務（以下「特例業務」という。）として、自らが運営し主に有価証券投資を行う匿名組合契約に基づく権利の取得勧誘及び出資金の運用を行っているところ、同ファンドへの適格機関投資家からの出資は、実際には当社が出資金を負担しており、適格機関投資家としての出資の外観を仮装したものに過ぎず、適格機関投資家としての出資とは評価し得ないものであり、特例業務の要件を満たしていなかった。

- 無登録で投資助言・代理業を行っている状況〔金商法第 29 条〕：【平成 28 年度】

【概要（勧告事案）】

投資助言・代理業の登録を受けることなく、継続的に FX 取引に係る金融商品の価値等の分析に基づく投資判断を提供するソフトウェアの使用権を販売していた。

【検査結果の要旨】

当社は、A 氏が開発した外国為替証拠金取引を自動で行うソフトウェアの使用権の販売を行っている。当該ソフトウェアは、A 氏等の取引口座で行われる外国為替証拠金取引を継続的に参照し、同様の注文を発注する仕組みとなっており、当該ソフトウェアを利用した顧客に対し、継続的に外国為替証拠金取引に係る金融商品の価値等の分析に基づく投資判断を提供するものであったほか、顧客のサーバの稼働管理等のサポート業務を継続的に行うなど、A 氏と一体となって顧客に対する当該ソフトウェアの提供を行っていた。こうした行為は、投資助言・代理業に該当し、当社は金融商品取引業の登録を受けることなくこれを行っていた。

(2) ファンド出資金の管理に係る事項

- ファンドの運用財産を流用している状況〔金商法第 42 条第 1 項（新法附則第 2 条第 2 項及び同法第 63 条第 11 項により当社を金商業者とみなして適用）〕：【平成 30 年度】

【概要（勧告事案）】

ファンドの運用財産を他のファンドの出資者のうち当社代表と親しい関係にある者等に対する償還金や、当社代表の私的費用等の一部として流用に流用していた。

【検査結果の要旨】

当社は、当社が運用する甲ファンドの出資金の一部について、カンボジア国内で外国為替証拠金取引業務を行うとする法人を設立する資金に投資していたが、同事業が失敗したことから、同事業に投資された出資金の一部が暗号資産により当社に返還された。

しかし、当社は、返還された出資金を甲ファンドの出資者への償還に充てることなく、他のファンドの出資者のうち当社代表と親しい関係にある者等に対する償還金や、当社代表の私的費用等の一部として流用していた。

- ファンドの運用財産と自己の固有財産の分別管理を行っていない状況〔金商法第 42 条の 4（金商法第 63 条第 11 項により当社を金商業者とみなして適用）〕：

【平成 28 年度】

【概要（勧告事案）】

ファンドの運用財産を、当社の固有財産と分別管理をしていなかった。

【検査結果の要旨】

当社は、自らが運営する多数のファンドの運用財産の一部を代表取締役の自宅で現金保管し、当社の固有財産と分別して管理していなかった。

また、当社は、上記ファンドの運用財産の一部を浑然一体として管理し、ファンドごとの運用財産の額を正確に把握していなかった。

- ファンドの出資金の使途が把握できない状況（金商法第 63 条の 5）：【平成 29 年度】

【概要（勧告事案）】

出資金の一部について、その使途が把握できない状況となっていた。

【検査結果の要旨】

当社は、自らを営業者とし、出資持分の取得勧誘を行ったファンドについて、会計帳簿等を適切に作成・管理しておらず、出資金の一部の使途が把握できない状況となっていた。

(3) その他業務運営に係る事項

- 報告徴取命令に対する虚偽報告〔金商法第 63 条第 7 項（平成 27 年法律第 32 号による改正前のもの）及び金商法第 63 条の 5 第 1 項（新法附則第 2 条第 2 項により当社を新法第 63 条第 5 項に規定する適格機関投資家等特例業務届出者とみなして適用）〕：
【平成 30 年度】

【概要（勧告事案）】

ファンド出資金を原資として分配金を支払うなど、投資者保護上問題のある業務運営を行っていた。

【検査結果の要旨】

当社は、ファンドの清算を行う中、近畿財務局長より、出資者への返済原資に係る報告徴取命令を受け、これに対する報告書において、ファンドの返済資金は、経営コンサルティング業を営むとされる法人に対する貸付金を原資とする旨の報告を行っている。

しかし、実際には、当該法人は既に清算終了しており、当社代表は当該事実を知っていたにもかかわらず、当社は、当該法人が未だに存続しているものとして、近畿財務局長に対し、虚偽の報告を行っていた。

- 他の適格機関投資家等特例業務届出者の投資者保護上問題のある業務運営を助長する行為：【平成 28 年度】

【概要】

複数の適格機関投資家等特例業務届出者（以下「届出業者」という。）にファンド運営等に関するコンサルティング業務を行っていた。当社は、届出業者からのファンド運営に関する相談等に対し違法又は不当な行為等を惹起する内容の回答や助言を行い、投資者保護上問題のある業務運営を助長していた。

【検査結果の要旨】

当社は、同一の適格機関投資家が出資するファンドを運用する複数の届出業者により構成される投資グループに対し、ファンドの運営等に関するコンサルティング業務を行っていた。当社の助言は、違法又は不当な行為等を惹起する内容であったことから、投資グループに所属する届出業者が運営するファンドの中には、(ア) 出資者に支払うべき配当金の中から組合契約等に規定のない報酬を支出している状況や、(イ) 他の届出業者が組成したファンドの出資持分の取得勧誘を行っている状況（無登録で第二種金融商品取引業を行っている状況）が認められている。

- ① 当社代表者を含む一部関係者等の間で、出資者に支払うべき配当金の中から組合

- 契約等に規定のない報酬を支払うことで合意し、当該金額相当を控除している状況
- ② 他の届出業者が組成したファンドの出資持分の取得勧誘を行っている状況（無登録で第二種金融商品取引業を行っている状況）

6 金商法違反行為に対する裁判所の禁止命令等発出の申立て

証券監視委においては、無登録業者による投資者被害を防止するため、金融庁監督局、各財務局等と連携し、裁判所への違反行為の禁止命令等の申立てに係る調査権限及び申立て権限を適切に活用して 187 条調査及び 192 条申立てを行うとともに、必要に応じて無登録業者の名称・代表者名・法令違反行為等の公表を行うなど、厳正に対処している。裁判所への申立てを行った主な事例は以下のとおり。

➤ a 社：【平成 30 年度】

【概要】

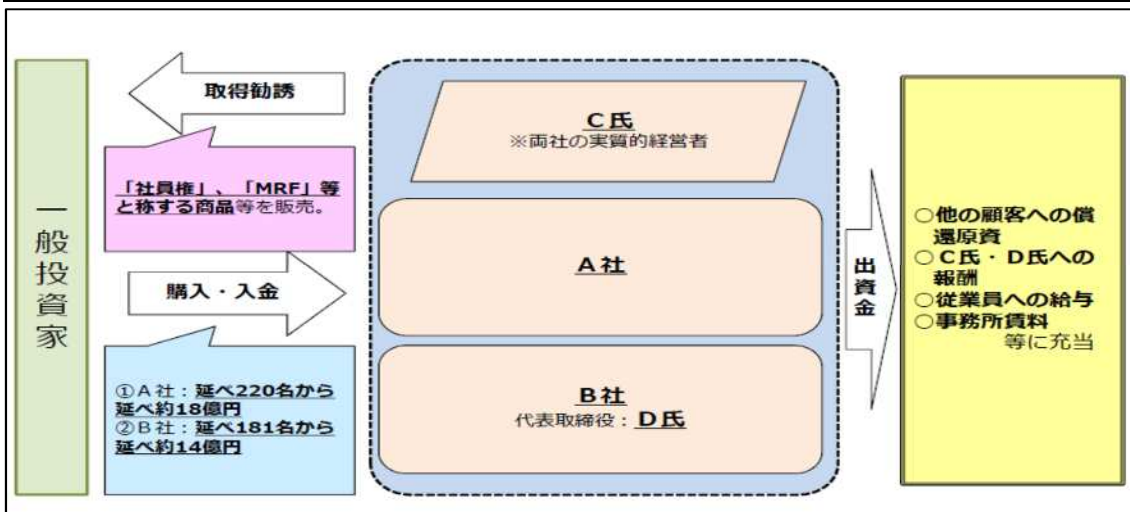
無登録で、ファンドの募集等の取扱い（第二種金融商品取引業）を業として行っていた。

【申立ての要旨】

当社は、平成 27 年 6 月 1 日以降、一般投資家に対し、電話等により、「A 社社員権」、「B 社社員権」、「A 社 MRF 口座」、「B 社 MRF 口座」という名称の商品（実質的には金商法第 2 条第 2 項第 5 号に掲げる権利（いわゆる集団投資スキーム持分）であると認められる）の取得勧誘を行っている。

当社は、上記の 4 商品の取得勧誘によって、少なくとも、当社は延べ 220 名の一般投資家から延べ約 18 億円を出資させ、B 社は延べ 181 名の一般投資家から延べ約 14 億円を出資させている※。

※ 両社は、顧客からの出資金を、他の顧客に対する償還原資や、C 氏及び D 氏の報酬並びに両社従業員の給与等に充てることを繰り返しており、顧客からの出資金はほぼ費消されている状況にある。



➤ b社：【平成30年度】

【概要】

無登録で、投資一任契約の締結の媒介（投資助言・代理業）を業として行っていた。

【申立ての要旨】

当社は、シンガポール籍の法人であるB社と業務委託契約を締結し、一般投資家に対し、同社の提供する為替自動売買システムを含む商品の取得勧誘を行っている。

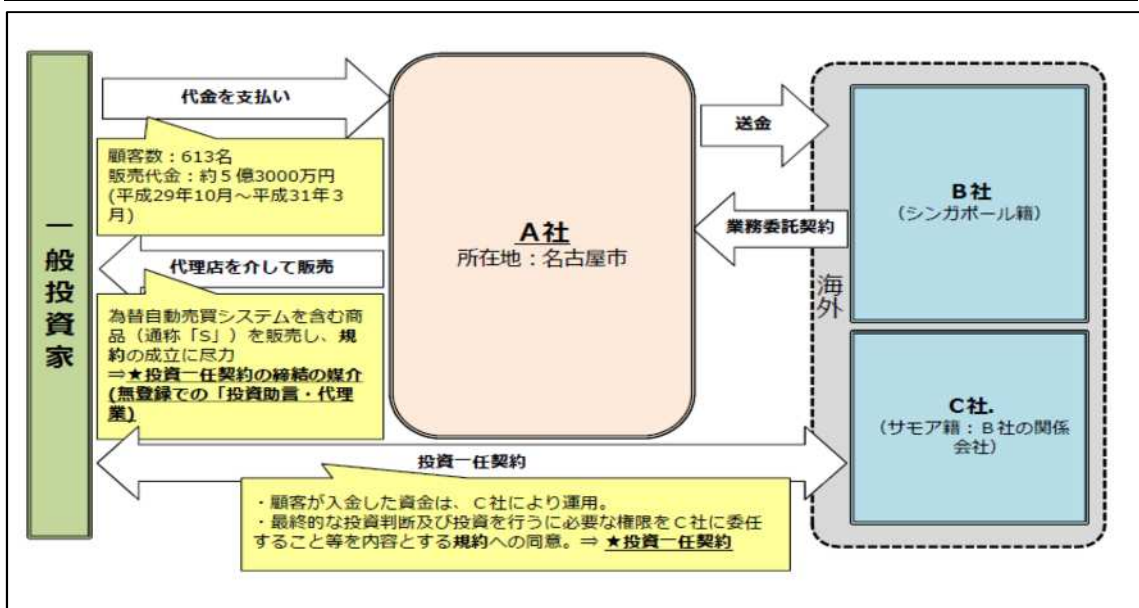
当該為替自動売買システムについて、顧客が運用口座に入金した資金は、B社の関連会社であり、サモア籍の法人であるC社がFX取引等により運用を行うとしており、その利用にあたっては、入金した資金について、最終的な投資判断を一任するとともに、投資を行うのに必要な権限をC社に委任すること等を内容とする規約に同意することとされている。

これは、金商法2条8項12号口に規定する投資一任契約に該当する。

そして、一般投資家を相手方として反復継続して、為替自動売買システムを含む商品を販売し、同システムの使用に必要な上記規約に同意させることで、同システムを利用した投資一任契約の成立に尽力している当社の行為は、同項13号に規定する投資一任契約の締結の媒介を業として行っていたものに該当する。

当社らの上記行為は、金商法第28条第3項第2号に規定する「投資助言・代理業」に該当し、無登録でこれを行うことは、同法第29条に違反するものである。

当社は、個人との間で業務委託契約を締結し、「代理店」として上記商品の販売を行わせており、代理店を介するなどして、一般投資家に対し同商品を取得させ、その対価を支払わせている。



➤ c社：【平成 29 年度】

【概要】

無登録で、投資助言（投資助言・代理業）及び店頭デリバティブ取引の媒介（第一種金融商品取引業）を業として行っていた。

【申立ての要旨】

当社及び当社代表取締役等は、従業員を代表者として設立した複数の実体のない会社名義で、投資助言に関するウェブサイトを多数開設し、ウェブサイト上で無料の会員登録を行った一般投資家に対して、電話や電子メールで、投資顧問契約（一契約あたり数万円～数百万円の投資顧問料を支払うことによって、数か月～数年程度、株価の上昇が見込まれる国内株式の銘柄の情報の提供を受けることができる契約）の締結を勧誘し、投資顧問契約を締結した一般投資家に対して、同契約に基づき、今後株価の上昇が見込まれる国内株式の銘柄の情報を提供して買い推奨を行っていた。

当社は、少なくとも延べ約 3,700 人の顧客から、約 37 億 5,000 万円の投資顧問料を得ていた。

また、同様に従業員を代表者として設立した実体のない会社名義で、FX 取引の自動売買ソフトを販売しているところ、その購入者に対して、海外の FX 取引業者を紹介し、同社との取引資金を預かるとして、上記実体のない会社名義の口座に送金させていた。

しかし、実際には、当該 FX 取引業者は実在する法人ではなく、全く名称の異なる海外の FX 取引業者に顧客から預かった金銭を送金して FX 取引を行わせ、顧客が行う FX 取引の量に応じて、当該業者から手数料を得ていた。

当社は、少なくとも延べ約 1,100 人の顧客について海外の FX 取引業者との FX 取引を媒介し、当該業者から約 3,200 万円の手数料を得ていた。

➤ d社：【平成 29 年度】

【概要】

無登録で、店頭デリバティブ取引（第一種金融商品取引業）を業として行っていた。

【申立ての要旨】

当社及び当社取締役は、ウェブサイトを開設し、4 種類の権利※（以下「本件バイナリーオプション」という。）を、少なくとも延べ約 400 名の一般投資家に対して約 3 億円分販売していた。

また、ウェブサイト上で、原資産を金等とする本件バイナリーオプションと同様の権利の販売も行っており、当該権利の販売を含めると、少なくとも延べ約 600 名の一般投資家に約 72 億円分の権利を販売し、これらの取引用資金として累計で約 5 億 2800 万円の入金を受けていた。

※ ① ハイ・ロー取引に係る権利

通貨ペア等の特定の銘柄を選択し、権利購入時の当該銘柄の価格等を、将来のある時点（以下「満期時間」という。）の当該銘柄の価格等が上回るか否かを選択するもの。

② ワンタッチ取引に係る権利

通貨ペア等の特定の銘柄を選択し、当該銘柄の価格等が権利購入時から満期時間までの間に、あらかじめ設定された目標値に一度でも到達するか否かを選択するもの。

③ レンジ取引に係る権利

通貨ペア等の特定の銘柄を選択し、当該銘柄の価格等が、満期時間において、あらかじめ設定された目標値の範囲内に収まっているか否かを選択するもの。

④ 短期取引に係る権利

上記①のハイ・ロー取引に係る権利のうち、満期時間が、権利購入時から1分後、2分後又は5分後という極めて近い将来に設定されているもの。

情報提供窓口からのご案内

☆ 是非ともお寄せください！

- 市場において不正が疑われる情報
- 投資者保護上問題があると思われる情報

☞ 情報提供の方法については、証券監視委ウェブサイトをご覧ください。

<https://www.fsa.go.jp/sesc/watch>

インサイダー
取引

相場操縦

風説の流布

有価証券報告書等
虚偽記載

投資詐欺

疑わしい取引や
ファンド

金融商品の
不適切な勧誘

公正な市場を守るため、
あなたの情報提供を
待っています。

相場操縦
インサイダー取引
投資詐欺
有価証券報告書等虚偽記載
エイスクローザー集積

証券取引等監視委員会
Securities and Exchange Surveillance Commission

0570-00-3581 ☎ 03-3581-9909
<https://www.fsa.go.jp/sesc/watch/>

証券取引等監視委員会

〒100-8922 東京都千代田区霞が関3-2-1 中央合同庁舎第7号館